|  |
| --- |
| **No.４－３****児童福祉施設****（児童発達支援センター)** |

**令和６年度**

**自　主　点　検　表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　　設 | 種　　別 | 　**児童発達支援センター** |
| 所 在 地 |  |
| 名　　称 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法　　人 | 所 在 地 |  |
| 名　　称 |  |
| 代 表 者 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検状況 | 年月日 |  令和　　年　　月　　日（　　） |
| 点検者 | 職名　　　　氏名 |
| 職名　　　　氏名 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監査当日の立会い | 立会者 | 職名　　　　氏名 |
| 職名　　　　氏名 |
| 職名　　　　氏名 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連 絡 先 | 電 話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| ＨＰ,Ｅメール　アドレス |  |

**※　本調書は，見開きで使用しますので，両面印刷をして提出される場合は，表紙から**

**最終ページ（空白ページを含む。）まで，そのまま両面印刷をしてください。**

添付書類チェック欄

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 添　付　書　類 |
|  | 62ページを記入しない場合，監査対象年度10月分の栄養報告書（写し） |
|  | 防災設備平面図 |
|  |  |

添付した該当書類のチェック欄には，○印を付けてください。

【記入要領及び注意事項】

No.4-3 児童福祉施設（児童発達支援センター用）

１ 本表は各事項について自主点検を行い,その結果について「自己評価」欄の該当項目を以下の例等により示すこと。

（例）該当項目がある場合

・該当項目を○等で囲む　「いる・いない」

・該当項目のみ表示　「いる」もしくは「いない」

該当項目がない場合

・見え消しをする　~~「いる・いない」~~

・「該当なし」と表示する

 ２ 特に期日の指定がない事項については,前年度又は本票提出時直近月の状況について記入すること。

３ 回答の判断が困難な場合は，判断困難な理由を整理して，記入時又は指導監査時に所管地域振興局（支庁）地域保健福祉課に問い合わせること。

４ 「着眼点」の欄が不足するときは,別葉に記入して添付すること。

５ 添付資料については,Ａ４判（監査資料サイズ）に統一すること。

 なお, 規程等について,既に印刷物がある場合は印刷物で可とする。

６ 関係のないページは記入する必要はないが，その場合は未記入のまま提出のこと。

　 また，一つの項目においてページ等の関係で２枚以上になる場合のページは,枝番をつけること。

７ 各調書に類似した「着眼点」がある場合も, それぞれに記入すること。

【根拠法令等】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　略称

１ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)　・・・児童福祉施設最低基準

２ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月27日条例第23号）

３ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

４ 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）

５ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準

(平成24年2月3日厚生労働省告示第15号)

６ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準について

(平成24年3月30日障発第0330第12号)

７ 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(昭和47年5月17日社庶第83号厚生省局長通知)

８ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

９ 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）

10 労働基準法施行規則（昭和22年8月30日厚生省令第23号）

11 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）

12 育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律第76号）・・育児介護休業法

　13短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年6月18日法律第76号）・・・パートタイム労働法

14 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（平成5年12月1日基発第663号）

　　　15 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

　　　16 厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）

　　　17 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）

　　　18 労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）

　　　19 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

 20 労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）

　　　21 労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）

　　　22 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

(平成26年7月24日雇児発0724第1号）

　　　23 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）

　　　24 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について　(平成13年4月6日 老発第155号)

　　　25 身体拘束廃止推進事業の実施について　(平成13年5月21日 老発第203号)

26 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）

　　　27 児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について（平成11年10月22日児家第60号）

　　　28 障害者虐待防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年8月22日法律第67号）

29 学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）

30 学校保健安全法施行令（昭和33年6月10日政令第174号）・

31 学校保健安全施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）

32 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日児発第0222001号）

33 道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）

34 道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）

　　　35 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

　　　　(平成12年6月7日児発第575号）

　　　36 社会福祉施設における給食の検食について(平成7年6月19日福政第238号県民福祉部長通知)

 37 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について

（平成22年3月30日雇児発0330第8号）

 38 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について

(平成22年3月30日雇児母発0330第１号)

 39構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について

（平成18 年3 月31 日障発第0331011 号）

　　　40 保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）

 41 児童福祉施設における食事の提供ガイド(平成22年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課)

42 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）

43 食品衛生法施行条例 （平成12年3月28日条例第45号）

44 児童福祉施設等における衛生管理の強化について（昭和39年8月1日児発第669号）

45 社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成8年7月25日社援施第117号）

46 入浴施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成14年10月24日児福第859号）

47 社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について

(平成15年7月25日社援基発第0725001号)

48児童福祉施設における感染性胃炎の発生・まん延防止策の徹底について (児福第836号)

49 社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成8年7月19日社援施第116号）

50 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

51 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）

52 消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）

　　　53 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）

 54 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭和55年1月16日社施第5号）

 55 社会福祉施設における火災予防対策について（昭和61年8月29日社施第91号）

56社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日社援第2618号他，令和元年９月13日改正）

・別紙１　社会福祉法人審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　審査基準

・別紙２　社会福祉法人定款準則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定款例

　　　　　　【　目　　　　次　】

Ⅰ　基本事項

１　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

２　設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

３　人事基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

４　施設長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

５　情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

６　適切な利用者支援の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

Ⅱ　職員処遇

１　就業規則の整備・運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

２　人事・労務管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

３　労働時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

４　休日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

５　時間外勤務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

６　休暇等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

７　非常勤職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

８　給与規程の整備及び給与支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

９　衛生管理者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

１０ 職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５

１１ 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

１２　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

１３　勤務体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

Ⅲ　利用者処遇

１　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

２　児童発達支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

３　指導・訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

４　保護者，関係機関及び地域社会との連携・・・・・・・・・・・・・　３３

５　身体拘束について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５

６　子どもの権利擁護，虐待への対応・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

７　排泄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

８　職員会議の開催状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

９　処遇記録に係る帳簿の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

１０ 利用料の徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４１

１１ 預り金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

１２　健康管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

１３　疾病への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

１４　相談・苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

Ⅳ　給食

１　給食の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

２　給食材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

３　保健衛生管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

Ⅴ　その他衛生管理

１　その他の衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３

Ⅵ　非常災害対策

１　防災体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７

２　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１

３　防災訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１

４　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７５

５　児童の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９

Ⅶ　その他

１　公用車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１

２　自動車を運行する場合の所在の確認・・・・・・・・・・・・・・・　８１

【空白ページ】

**Ⅰ　基本事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１ 運営規程****２ 設備基準** | (1) 施設管理や基本方針等を定めた管理運営に関する規程が整備され，当該規定に基づいた適切な運用がなされているか。 　運営規程の内容に含まれているものは,下記の該当欄に○印を付けること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　　　　　　　　　項 | 該　　当 |
| 事業の目的及び運営方針 |  |
| 従業者の職種，員数及び職務の内容 |  |
| 営業日及び営業時間 |  |
| 利用定員 |  |
| 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 |  |
| 通常の事業の実施地域 |  |
| サービスの利用に当たっての留意事項 |  |
| 緊急時等における対応方法 |  |
| 非常災害対策 |  |
| 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 |  |
| 虐待防止のための措置に関する事項 |  |
| その他運営に関する重要事項 |  |

(1) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けているか。また，建物等の規模及び構造に変更がある場合，児童福祉施設変更届出書を提出しているか。【指導監査当日は児童福祉施設認可申請書等を準備しておくこと。】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分室名 | 室数 | 最　低　基　準 | 認可面積(変更承認分を含む | 現況面積 |
| 発達支援室 |  | ・定員は概ね10人・児童１人につき 2.47㎡以上 | ㎡ | ㎡ |
| 遊　戯　室 |  | ・児童1人につき 1.65㎡以上 |  |  |
| 調　理　室 |  |  |  |  |
| 医　務　室 |  |  |  |  |
| 相　談　室 |  |  |  |  |
| 静　養　室 |  |  |  |  |
| 便　　　所 |  |  |  |  |
| その他，指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等　　　　　　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築面積 |  |  |  |  |
| 屋外遊戯場面積 |  | 事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場合を含む |  |  |
| その他の面積 |  |  |  |  |
| 敷地総面積 |  |  |  |  |

 | いる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　実態と差異がある場合は, 規程どおりに運用するか，もしくは規程を変更すること。○　部屋の目的外使用等，県(所轄課)への届出(４８号様式)※　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには，指導訓練室，調理室，便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。（R6.6.25以降は，改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例による。）※　指導訓練室，遊戯室については，主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあっては，左記の限りではない。（R6.6.25以降は，改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例による。）* 児童発達支援センターにおいて，

肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には，前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて，医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。（R6.6.25以降適用：鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正による。）※設備基準に関する経過措置・　改正児童福祉法施行（R6.4.1）前に福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターを設置している場合は，当分の間，従前の例によることができる。・　改正児童福祉法施行（R6.4.1）前に主　として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる児童発達支援センターを設置している場合は，当分の間，従前の例によることができる。 | ○管理運営に関する規程（運営規程，保育規則等） | ○児童福祉施設最低基準第13条(昭和23年12月29日厚生令第63号)○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第37条○児童福祉施設最低基準第62条第１項，第３項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第81条第１項，第３項　○児童福祉施設最低基準第62条第２項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第81条第２項　　　 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **３ 人員基準** |  (1)　職員の配置基準に基づく定数は満たされているか。（設備及び運営に関する基準参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる障害児種別(知的障害児・重症心身障害児等) |  |
| 定　　　　　　　　　　員 | 人 |
| 指導監査月の初日利用者数 | 人 |
| 職員数事務員 | 基準数 | 現員 | 過不足 | 無資格 |
| 施　設　長　（　管　理　者　） |  |  |  |  |
| 児童発達支援管理責任者 |  |  |  |  |
| 事　　務　　員 |  |  |  |  |
| 直接処遇職員 | 児童指導員又は保育士総数 |  |  |  |  |
| 児童指導員 |  |  |  |  |
| 保育士 |  |  |  |  |
| 機能訓練担当職員 |  |  |  |  |
| (准)看護師 |  |  |  |  |
| 介護職員 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 職員 | （管理）栄養士 |  |  |  |  |
| 調理員(師) |  |  |  |  |
| 理学療法士 |  |  |  |  |
| 作業療法士 |  |  |  |  |
| 言語聴覚士 |  |  |  |  |
| 医師(嘱託医) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

* 恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は，看護職員を置かなければならない。

ただし，一定の要件を満たす場合は看護職員を置かないことができる。（チェックポイント，児童福祉施設最低基準第63条参照） (2) (1)で充足されていない場合，早期に解消する見込みがあるか。※解消へ向けての対応状況を記入すること。 (3) 資格の定めのある職員は, 所定の資格を有しているか。 | いる・いないある・ないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 配置基準を満たしていない場合は,ハローワーク等への求人を行うなどして早急に配置基準を充足すること。 | ○出勤簿　○辞令等○勤務表○給与台帳○組織表○前年度の利用者数がわかる資料 | ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第82条○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第６条 |
| ※　主たる障害児種別（R6.6.25以降は，改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例による。）○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条（R6.3.31まで）※下線部は，法改正によりR6.4.1から削除。１　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には，嘱託医，児童指導員，保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあっては，保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。），栄養士，調理員及び児童発達支援管理責任者のほか，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ置かなければならない。ただし，次に掲げる施設及び場合に応じ，それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 ①　児童40人以下を通わせる施設　栄養士②　調理業務の全部を委託する施設　調理員③　医療機関等との連携により，看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合　看護職員④　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉法において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合　看護職員⑤　当該福祉型児童発達支援センターにおいて，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合　看護職員２　福祉型児童発達支援センターの児童指導員，保育士，機能訓練担当職員及び看護職員の総数は，通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とし，そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。３　主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は，精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 ４　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには，第一項に規定する職員，言語聴覚士及び看護職員を置かなければならない。ただし，児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 ５　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は，眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 ６ 　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員，保育士，言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は，通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし，言語聴覚士の数は，四人以上でなければならない。 ７　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには，嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士，調理員，児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし，児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 ８　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は，内科，精神科，医療法施行令第三条の二第一項第一号 ハ及びニ（２）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科，小児科，外科，整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 ９　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員，保育士，看護師及び機能訓練担当職員の数は，通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし，機能訓練担当職員の数は，一人以上でなければならない。10　第８条第２項の規定にかかわらず，保育所又は家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない限り，障害児の支援に直接従事する職員については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条（R6.4.1以降　※第１項は上記のとおり。第２項以降は次のとおり。）２　児童発達支援センターにおいて，肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には，前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて，医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。３　児童発達支援センターの児童指導員，保育士，機能訓練担当職員及び看護職員の総数は，通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とし，そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。４　児童発達支援センターの嘱託医は，精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。５　第８条第２項の規定にかかわらず，保育所又は家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない限り，障害児の支援に直接従事する職員については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  | (4)　障害児の処遇に直接従事する職員が，当該児童発達支援センターに併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねていないか。　 ただし，保育所，家庭的保育事業所等，幼保連携型認定こども園の児童と当該児童発達支援センターの障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，これら児童への保育に併せて従事させて差し支えない。 | いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※人員基準に関する経過措置・　改正児童福祉法施行（R6.4.1）前に福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターを設置している場合は，R9.3.31までの間，従前の例によることができる。・　改正児童福祉法施行（R6.4.1）前に主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる児童発達支援センターを設置している場合は，R9.3.31までの間，従前の例によることができる。○「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は，次のとおり。・　児童発達支援計画において，保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し，障害児又はその保護者に対して説明を行い，同意を得ること・　障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し，一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること・ 通所する障害児やその保護者に対して，交流のねらいや障害児が共に過ごし，互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し，一人一人の障害児の障害種別，障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと・ 交流を行うにあたり，複数のグループに分かれて交流することや，一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが，その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮，安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること・ 交流を行う際の活動等については，障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから，交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと・ 支援を行う際には，「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し，また，「保育所保育指針」（平成29 年厚生労働省告示第117 号）等の内容についても理解することが重要であること | ○出勤簿　○辞令等○勤務表○組織表○児童発達支援計画 | ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条第５項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第82条○保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について(R4.12.26厚生労働省子ども家庭局保育課，同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  **４　施設長****５　情報提供****※　法人関係調書を作成する場合は不要****６　適切な利用者支援の確保** | （1）施設長は，施設長としての資質を有しているか。（2）施設長は，専任となっているか。（3）施設長が他の職務を兼務している場合，兼務内容を記入すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 兼務先 | 職　名 | 勤務日数 | 勤務時間 | 報　酬 |
|  |  | 月週　　日 | １日　　　ｈ | 月額　　　千円 |

（4）施設長を変更する場合, あらかじめ児童福祉施設変更届書を提出しているか｡　　（5）施設の実態を把握し, 適切な運営を行い,それらに係わる関係諸帳簿,日誌類の記録整備等について必要な指揮命令（決裁を含む）を行っているか。(1) 法人が提供する福祉サービスの内容,法人の業務及び財務状況等について関係者に対する情報提供を適切に行っているか。

|  |
| --- |
| （情報提供の方法） |

(2) 福祉サービスの質の評価を行い, サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。(1) 施設のサービスについて，個人の尊厳の保持を旨とし，利用者の意向，希望等を尊重するよう配慮がなされているか。　施設の管理の都合により，利用者の生活を不当に制限していないか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 施設長は，健全な心身を有し，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなけれなならない。○ 利害関係人に対して開示義務及び義務付けられた計算書類等の範囲が明確にされていること。○ 法人の広報等を活用した計算書類等の自主的な開示の推進が図られることが望ましいこと。 | ○ 履歴書○ 辞令○ 児童福祉施設変更届出書（第４８号様式）○ 諸帳簿○ 各種日誌○ パンフレット等○ 定款 | ○ 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(S47.5.17社庶第83号厚生省局長通知○ 児童福祉法施行細則第33条○ 社会福祉法第75条○ 社会福祉法人審査基準第3 6(2)～(4)○ 定款例第32条第3項○ 社会福祉法第78条○ 基準第３条第２項○ 児童福祉施設最低基準第２条，第５条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１ 就業規則の整備・運用****２ 人事・労務管理体制** |  (1) 就業規則が整備されているか。 (2) 就業規則(給与規程を含む)の作成及び変更に当たり,労働組合又は職員の過半数を代表する者の意見を聞いているか。  (3) 労働条件について現状と就業規則に差異はないか。 　 (4) 就業規則（給与規程を含む）は,労働基準監督署に届け出がされているか。 　（直近の届出年月日　　　　　　　　　年　　月　　日） (5) 規則を常時見やすい場所に掲示し,又は備え付けてあるか。　　 また，職員に周知されているか。　(1) 職員の採用に当たり,書類審査・面接等の選考が適正に行われているか。 (2) 試用期間を設けているか。 (3) 職員の人事発令にあたり，伺い書等関係書類が整備され,辞令の交付若しくは雇用契約が締結されているか。(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。(5) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 | いる・いないいる・いないない・あるいる・いないある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

**Ⅱ　職員処遇**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 非常勤（臨時）職員についても，就業規則を定めておく必要がある。○ 労働者には，ﾊﾟｰﾄタイム労働者等も含み，正職員と併せて１０人以上いると，就業規則を作成する必要がある。○ 変更について，労働者の過半数を代表する者の意見を徴し，労働基準監督署への届出の際にその意見を記した書面を添付する必要があること○ 給与規程は就業規則の一部であり,給与規程を別に定める場合及び給与規程の一部を改正する場合であっても届出の義務がある。○ 職員の権利・義務の明確化，規則の適正な執行の確保のため，常時事務所内の見やすい場所に掲示し，又は備え付ける等の方法により周知すること。○ 正職員・有期雇用職員・日額常勤職員を対象とすること。○ 試用期間であっても，規則に基づいた初任給格付けを行うこと。【試用期間】○ 採用しようとする者について，必要と認める場合に,能力・勤務態度,健康状態などを見るために定める一定期間のこと。○ 施設長の任免その他重要な人事を除く一般職員の任免は理事長の専決事項であるが，理事会に報告すること。○ 定年の延長を行う場合に，就業規則に基づく手続がなされること。○ 職員の人事発令に際しては，発令事項，職種，配置先，本俸等を明記すること。○ 解雇の場合は，理事会審議が適当であること。 | ○就業規則○給与規程○旅費規程○諸規程○就業規則変更届○辞令○雇用契約書○ 採用伺い○ 理事会議事録○ 辞令原簿○ 辞令綴○ 退職届の整備 | ○労働基準法第89条，第90条○労働基準法施行規則第49条○労働基準法第90条○労働基準法第89条，第90条○労働基準法第106条○社会福祉法人定款例第24条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **３　労働時間** | (6) 労働条件を明示し, 書面を交付しているか。 (7) 出勤簿（又はタイムカード）は出勤の事実どおり適正に作成されているか。(8) 定年制はあるか。 　　　ア ある場合，定年の年齢は何歳か。　（　　 歳 ） イ 高年齢者の雇用確保措置は取られているか。1. ６５歳までの定年年齢の引き上げ　 （ある・なし）
2. 継続雇用制度の導入　　　 （ある・なし）
3. 定年制の廃止 （ある・なし）

ウ 継続雇用手続きを導入している場合，雇用延長手続きは, 適正であるか｡ (1) １日８時間，週４０時間労働が守られているか。 (常時使用する労働者数が10人未満の事業所は44時間） (2) 変形労働時間制を採用しているか。 ※ 採用している場合 ア 該当するものに○印を付けること。 　 ・１か月単位　　・１年単位　　・その他（　　　　　）　 イ 就業規則に明記されているか。ウ 労使協定を締結し，労働基準監督署へ届けているか。　　　（１か月単位の変形労働時間制については，就業規則への定めでも可） | いる・いないいる・いないある・ないある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 労働条件を明示する事項1. 労働契約の期間に関する事項
 | ○ 労働基準法第15条○ 労働基準法施行規則第5条 |
| 1. 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

③　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日，休暇並びに労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項⑤　賃金(退職手当及び⑧に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定，計算及び支払の方法，賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項⑥　退職に関する事項(解雇の事由を含む。)⑦　退職手当の定めが適用される労働者の範囲，退職手当の決定，計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項　⑧　臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)，賞与及び第八条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項　⑨　労働者に負担させるべき食費，作業用品その他に関する事項　⑩　安全及び衛生に関する事項　⑪　職業訓練に関する事項　⑫　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項　⑬　表彰及び制裁に関する事項　⑭　休職に関する事項　※　①～⑥（⑤のうち，昇給に関する事項を除く）については，書面の交付による。 |
| ○ 労働者の定年の定めをする場合には，当該定年は，60歳を下回ることができない。○　65歳未満の定年の定めがある場合，65歳までの安定した雇用を確保するため，次の措置のいずれかを講じなければならない。　・　当該定年の引上げ　・　継続雇用制度の導入　・　当該定年の定めの廃止○　常時使用する労働者数が10人未満は44時間○　使用者は労働時間を適正に把握する責務がある。 | * 就業規則
* 辞令
* 理事会議事録
* 雇用契約書

○ 勤務表 | ○ 高齢者等の雇用安定等に関する法律（昭和46年5月25日法第68号）第8条，9条○ 労働基準法第32条○ 労働基準法施行規則第25条の2○ 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン○ 労働基準法第32条の2，第32条の4 |
| 【変形労働時間制】 ① １か月単位の変形労働時間制 １か月以内の一定期間を平均し，１週間の労働時間が法定労働時間以下の範囲内において,特定の日や週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度 ② １年単位の変形労働時間制　 １年以内の一定期間を平均し１週の労働時間が法定労働時間の範囲内において，１日及び１週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。③ 期間の勤務計画を作成していること。○　労使協定の締結○　労働基準監督署への届出 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **４　休日****５　時間外勤務****６　休暇等** |  (3) 勤務時間が６時間を超える場合は少なくとも４５分，８時間を超える場合は６０分の休憩時間を与えているか。 (1) 週１回又は４週４回以上の休日を与えているか。 (1) 職員の時間外勤務及び休日労働に関する協定（３６協定）があるか。また，休日に勤務を行わせる場合，あらかじめ休日振り替えの措置をとっているか。(1) 年次有給休暇の付与日数及び繰越は適正に処理しているか。  「いる」場合1. 年次有給休暇の付与日数が10日以上付与される労働者は，年５日以上の年休を取得させているか。
2. パートタイム労働者にも労働日数に応じて,付与・繰越しているか。
3. 使用者による年次有給休暇の付与日数の時季指定を実施する場合，時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について，就業規則に記載し労働者等の意見を聴取した上で労働基準監督署へ届け出ているか。

 (2) 年次有給休暇届は整備しているか。 (3) 産前・産後休暇及び育児時間，生理休暇は就業規則に基づいて与えているか。 | いる・いないいる・いないある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| * 労働者の過半数を代表する者と

書面により協定を締結し，有効期間開始日前までに毎年労働基準監督署に届出ること。○ 協定届に記載されている時間以上に超過勤務をさせていないこと。○ 協定届に有効期間を定めている場合はこの期間を経過していないこと。○ 年次有給休暇の請求権の時効は２年 【年次有給休暇最低付与日数】 | ○超過勤務命令簿○休日勤務命令簿○時間外・休日労働に関する協定書○年休簿○就業規則○雇用契約書 | ○労働基準法第 34 条○労働基準法第 35 条○労働基準法第 36 条 |  |
| ○労働基準法第39条第1項○労働基準法第115条※付与日数○労働基準法第39条第2項・3項○労働基準法施行規則第24条の3 |
|  | 週所定労働日数 | 年間所定労働日数 | 6か月 | １年6か月 | ２年6か月 | ３年6か月 | ４年6か月 | ５年6か月 | ６年6か月以上 |  |
| ５日以上 | ２１７日以上 | 10日 | １１日 | １２日 | １４日 | １６日 | １８日 | ２０日 |
| ○　雇い入れの日から起算して６か月間継続勤務し,全労働日の８割以上を出勤した労働者には１０日の年次有給休暇を与えなければならない。 ○　年次有給休暇の付与日数が10日以上の全ての労働者に対し，基準日から　　○ 労働基準法第39条第7項から１年以内に５日以上取得させなければならない。　　　　　　　　　　　 ○ 労働基準法第89条 【短期間労働者の年次有給休暇最低付与日数】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 短時間労働者の週所定労働時間 |  | 雇入れの日から起算した継続勤務時間の　　　　　区分に応ずる年次有給休暇の日数 |
| 短時間労働者の週所定労働日数 | 短時間労働者の１年間の所定労働日数 | 6か月 | １年6か月 | ２年6か月 | ３年6か月 | ４年6か月 | ５年6か月 | ６年6か月以上 |
| 週30時間以上 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 　　　　　週5日以上 | 年217日以上 |
| 30時間未満 | 4日 | 169～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121～168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73～120日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48～72日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

○ 非常勤職員をその後引き続き常勤に採用した場合の付与日数は，雇い入れの日が基準日となる。 |
| ○ 使用者は，6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においてはその者を就業させてはならない。使用者は産後8週間経過しない女性を就業させてはならない。ただし，産後６週間経過した女性が請求した場合において，その者について医師が支障ないと認めた業務に就かせることは，差し支えない。 | ○労働基準法第65条・第67条・第68条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **７　非常勤職員** |  (4) 育児休業，育児短時間勤務規程を整備しているか。また， 同規程に育児を行う労働者の深夜業の制限を規定しているか。 (5) 介護休業，介護短時間勤務規程を整備しているか。また，同規程に家族の介護を行う労働者の深夜業の制限を規定しているか。(6) 育児休業，産休等代替職員は確保されているか。(1) 非常勤職員は労働条件を書面により明確にし，雇用しているか。 ア 非常勤職員の採用について，雇用伺いで決裁を受けているか。 イ 現状と差異はないか。 ウ 賃金は契約どおりに支給しているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないない・あるいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 適用する労働者としては女子職員のみを規定しているものではない。○　労働条件を明示する事項 ① 書面の交付による明示事項 ・労働契約の期間 ・就業の場所，従事すべき業務の内容 ・始業終業の時刻（勤務させる各始業終業時刻を記載のこと），所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日，休暇，就業時転換に関する事項　 ・賃金の決定，計算，支払方法，締切，支払時期，昇給 ・退職に関する事項（解雇の事由を含む）② 制度として設けている場合に記入することが望ましい事項 ・社会保険の加入状況，雇用保険の適用，その他（労働者に負担させるべきものに関する事項，安全及び衛生に関する事項，職業　訓練に関する事項，災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項，表彰及び制裁に関する事項，休職に関する事項等）③ 制度として設けている場合に記入することが望ましいが，短時間労働者については，必ず記入する事項　　・昇給の有無　　・賞与の有無　　・退職金の有無・雇用管理の改善等に関する事項にかかる相談窓口○ 有期契約職員の雇入通知書に，「更新の有無」及び「更新する又はしない場合の判断基準」を明示すること。○ 契約どおり勤務がなされているこ と。 | ○就業規則○育児休業等規程○就業規則○介護休業等規程○労働条件通知書等 | ○育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児介護休業法」という。）第17条，第19条○育児介護休業法第18条，第20条○労働基準法第15条○労働基準法施行規則第５条○労働基準法施行規則第５条第１項第１号の２○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下パートタイム労働法）第６条（H27.4.1 改正）○ パートタイム労働法施行規則第２条　 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **８　給与規程の整備及び給与支給状況** |  (1) 給与規程は整備されているか。(2) 初任給，昇給，昇格等の基準が適正に整備運用されているか。 (3) 級別標準及び職務基準が職員の職務実態並びに，責任の度合いに整合しているか。 (4) 給与規程に給料表,初任級格付基準（前歴換算基準），級別標準及び職務基準は適正に定められているか。(5) 年俸制を採用しているか。 「いる」場合，給与規程に基づき行われているか。 (6) 給料表の適用に誤りはないか。 (7) 職員の定期昇給は給与規程等に基づき行われているか。　※「いない」場合，その理由及び今後の対応を記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 理　　　由 |  |
| 今後の対応 |  |

 (8) 特別昇給を行っている場合，給与規程及び初任給・昇格・昇給に関する基準に基づいて行われているか。  ※「いない」場合, その理由及び今後の対応を記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 理　　　由 |  |
| 今後の対応 |  |

 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないない・あるいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　給与規程は，労働基準法第89条に定める事項に含まれることから，これを改正した場合は，就業規則と同様に労働基準監督署に届出ること。○ 給与規程に初任給格付基準及び前歴換算基準が定められていること。 | ○給与規程○給与台帳○各種認定簿○源泉徴収票○出勤簿○雇用契約書等○事務分掌表 | ○労働基準法第89条， |  |
| ○　年俸制とは，賃金の額を年単位で決める制度のこと。典型的な年俸制では，労働者本人と上司等との話し合いにより，毎年の賃金額が変動しうる点に特色がある。○　年俸制のもとでも，労働時間規制の適用除外がなされず，また，裁量労働や事業場外労働のみなし時間制が適用されない限り，時間外労働に対する割増賃金は別途支払う必要がある。 |
| ○ 「定期昇給」とは，法人の給与規程に基づき明記されたもの。○　職員間で取扱いに格差がないこと。○　職員間で不均衡がないこと。 | ○給与規程○給与台帳 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  |  (9) 給与の口座振込を行っているか。 ア　「いる」場合(ｱ)　この場合，労働組合又は職員の過半数を代表する者との書面による協定があるか。締結年月日　 年 　月 　日 (ｲ) 各職員から同意書を徴しているか。 　(ｳ) 給与支給明細書は渡しているか。　 イ　「いない」場合 (ｱ)給与台帳に職員の押印はあるか。 (ｲ)給与支給明細書は渡しているか。 (10) 給与からの法定外控除を行っているか。 この場合，労働組合又は職員の過半数を代表する者との書面による協定があるか。締結年月日 　年 　月　 日該当する法定外控除の項目に○印を付けること。

|  |  |
| --- | --- |
| 親 睦 会 費 |  |
| 旅 行 積 立 金 |  |
| 職 員 給 食 費 |  |
| 民間社会福祉施設職員退職共済掛金 |  |
| その他（　　　　　　　　　　） |  |

 | いる・いないある・ないいる・いないいる・いないある・ないいる・いないいる・いないある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 協定で定める事項　・口座振込の対象となる労働者の範囲 ・口座振込の対象となる賃金の範囲及びその金額 ・取扱金融機関の範囲 ・口座振込の実施開始時期○　給与振込をしている全ての職員から同意書を徴していること。○　同意書なしでは，給与の口座振込はできないこと。○ 同意書に記載する事項 ・口座振込を希望する賃金の範囲及びその金額 ・指定する金融機関店舗名並びに預金の種類及び口座番号 ・開始希望時期○ 給与明細書に記載する事項　・基本給，手当その他賃金の種類毎にその金額 ・源泉徴収額，社会保険料額などの賃金から控除した項目毎にその金額【法定控除】○ 健康保険，厚生年金保険及び児童手当拠出金に係る社会保険料○ 雇用保険及び労災保険に係る労働保険料○ 所得税及び住民税【法定外控除】○着眼点のその他  ・財形貯蓄積立金　・団体加入生命保険料　等【親睦会費】○ 規程等で運用が明確になっていること。 | ○賃金口座振込に関する協定書○口座振込同意書○各口座への振込依頼書 ○賃金控除に関する協定書 | ○労働基準法第24条○労働基準法施行規則第7条の2○ 「賃金の口座振込み等について」（平成10年9月10日基発第530号）○労働基準法第24条○労働基準法施行規則第7条の2 | 　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  | (11) 各種手当は，職員から挙証書類を添付した届け出を徴し,規程に基づいた認定を行っているか。 また，給与規程どおり支給されているか。該当する箇所を○印を付けること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 諸 手 当 等 | 給与規程の定めの有無 | 給与規程どおり支給されているか。 | 支給職員数監査直近前月 |
| ア　調整手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| イ　特殊業務手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| ウ　管理職手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| エ　扶養手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| オ　期末勤勉手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| カ　超過勤務手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| キ　通勤手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| ク　住居手当 | 有・無 | いる・いない |  |
| ケ　その他　（　　　　　 ）　（　　　　　 ） | 有・無有・無 | いる・いないいる・いない |  |

 ① 期末勤勉手当（賞与）の支給に当たって,給与規程にない割増,減額等を行っていないか。 ② 勤勉手当（勤務成績反映分）の支給に当たって，勤務成績による調整を行っているか。 　※「いる」場合，勤務成績評価に関する記録を作成，保存しているか。(12) 時間外勤務命令簿は作成されているか。(13) 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働者災害補償保険）等の加入は適正にしているか。(14) 退職金は遅滞なく適正に支払われているか。(15) 退職手当共済制度（独立行政法人福祉医療機構）に,加入資格のある職員は全員加入しているか。(16) 出張は，旅費規程に基づいて適正に処理されているか。 | いる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  ① 管理職手当　 支給対象が明確になっていること。 ② 超過勤務手当　ア　法定労働時間を超えて労働 （125/100） イ　休日労働　　　（135/100） ウ 深夜労働　　　（125/100） アとウが同時に該当（150/100） イとウが同時に該当（160/100)（参考）平成22年4月1日より，1か月に60時間を超える超過勤務手当の法定割増賃金率は，150/100へ改正。　　ただし,中小企業は令和５年３月31日までの猶予措置となる｡ ③ 期末勤勉手当支給額・支給割合が給与規程どおり支給されていること。 ④ 住居手当・通勤手当・扶養手当届出書類等による事実を確認の上，支給額の認定（決裁）等が適切になされていること。○ 常時５人以上の職員を擁する施設は,健康保険,厚生年金保険の強制適用○ 社会福祉施設は,雇用保険,労働者災害補償保険の強制適用○ 掛金は，各退職共済制度の負担割合となっていること。○ 掛金は経営者負担○ 旅費支給に係る事務（決裁）が適切になされていること。 | ○勤務成績評価基基準表○記録簿 | ○労働基準法第37条○労働基準法施行規則第20条 |  |
| ○住居手当：住民票，建物登記簿，賃貸借契約書等，家賃証明書○通勤手当：住民票，通勤経路図等（住民票は，他提出書類で確認できれば写しで可）○扶養手当：住民票 ，所得証明書等 |
| ○超過勤務命令簿○休日勤務命令簿○社会保険料払込通知控○概算・増加概算・確定保険料一般拠出金申告書○ 旅行命令簿○ 復命書○ 旅費請求書○ 領収書 | ○健康保険法第３条○厚生年金保険法第６条○雇用保険法第５条○労働者災害補償保険法第３条 |
| ○社会福祉施設職員等退職者手当共済事業の適正運用について（平成６年２月10日社援施第24号）○社会福祉施設職員等退職手当共済法第2条 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **９　衛生管理者等** |  (1) 衛生管理者，又は衛生推進者を選任しているか。　※概要報告書３ページ(3)に衛生管理者等の記入欄あり。・ 衛生管理者，衛生推進者は右のチェックポイントの記載のとおりとなっているか。 (2) 衛生推進者等を選任したときは,その者を,作業場（事業所等）の見やすい箇所に掲示する等により,関係労働者に周知させているか。(3) 常時使用する労働者数が50人以上の事業場では，衛生委員会は定期的に開催されているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　衛生管理者：労働者数50人以上○　衛生推進者：労働者数10～49人の場合○　衛生管理者・推進者の業務 ・ 労働者の健康障害の防止するための措置に関すること。 ・ 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。 ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。※　厚生労働省ＨＰ掲載（‘安全衛生推進者’で検索）○ 衛生推進者として，必要な能力を有すると認められる者① 大学又は高等専門学校卒業後１年以上の衛生の実務経験② 高等学校を卒業後３年以上の衛生の実務経験③ ５年以上の衛生の実務経験④ 厚労省労働基準局長が定める講習を終了した者○　毎月１回以上開催し，記録を作成して３年間保存すること。また，議事の概要を労働者に周知すること。 | ○衛生推進者の修了証書の写し | 衛生管理者：労働安全衛生法第12条，同施行令第４条，同規則第７条衛生推進者：労働安全衛生法第12条の２，同規則第12条の２産業医　　：労働安全衛生法第13条，同施行令第５条，同規則第13条衛生委員会：労働安全衛生法第18条，同施行令第９条 |
| ○ 労働安全衛生規則第12条の４○ 労働安全衛生法第18条○ 労働安全衛生規則第22条,第23条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **10　職員の健康管理** |  (1) 新規採用職員の採用時の健康診断が実施されているか。 また, 検査項目に漏れはないか。  　　なお，職員の雇入れ時（採用決定日以降）に，労働安全衛生法に基づく健康診断書の提出を義務づける場合は，健康診断書料は施設負担としているか。 (2) 職員全員の定期健康診断は年１回，適正に実施され，記録の整備がされているか。 また, 検査項目に漏れはないか。なお，費用は全額施設負担としているか。  | いる・いないない・あるいる・いないいる・いないない・あるいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 雇い入れ時の健康診断項目① 既往歴及び業務歴の調査② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査③ 身長，体重，腹囲，視力及び聴力の検査④ 胸部ｴｯｸｽ線検査　⑤ 血圧の測定⑥ 貧血検査　⑦ 肝機能検査⑧ 血中脂質検査　⑨ 血糖検査⑩ 尿検査　 ⑪ 心電図検査 | ○職員健康診断記録 | ○労働安全衛生規則第43条○労働安全衛生法第66条 |  |
| ○ 雇入時の健康診断については，医師による健康診断を受けた後，３か月を経過しない者を雇い入れる場合において，その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは，当該健康診断の項目に相当する項目については，この限りではない |
| ○ 定期健康診断項目① 既往歴及び業務歴の調査② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査③ 身長，体重，腹囲，視力及び聴力の検査④ 胸部ｴｯｸｽ線検査及び喀痰検査⑤ 血圧の測定　⑥ 貧血検査⑦ 肝機能検査　⑧ 血中脂質検査⑨ 血糖検査　 ⑩ 尿検査⑪ 心電図検査○健康診断の項目の省略基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 医師が必要と認めるときに項目を省略できる者 |
| 身長 | 20歳以上の者 |
| 腹囲 | ①　40歳未満（35歳を除く）の者②　妊娠中の女性その他の者であって，その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者③　ＢＭＩが20未満である者④　ＢＭＩが22未満であって，自ら腹囲を測定し，その値を申告した者 |
| 胸部エックス線検査（ただし，特養，養護，軽費老人，障害者支援施設に勤める職員については省略の対象とならない） | 40歳未満のうち，次のいずれにも該当しない者①　5歳毎の節目年齢（20歳，25歳，30歳及び35歳）の者②　感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者③　じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 |
| 喀痰検査 | ①　胸部エックス線検査を省略された者②　胸部エックス線検査によって，病変の発見されない者又は結核発症のおそれがないと診断された者 |
| 貧血検査，肝機能検査，血中脂質検査，血糖検査，心電図検査 | 35歳未満の者及び36～39歳の者 |

○ 過去の検診結果，自覚症状及び他覚症状の有無等を参考に，医師が必要でないと認めるときは，当該項目の全部又は一部を省略することができる。○ 健康診断の記録については５年間は保存すること。 | ○労働安全衛生規則第44条,第45条○H22基発0125第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件等の施行等について」※要参照○労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準○労働安全衛生規則第51条○労働安全衛生法および同法施行令の施行について（昭和47年９月18日　基発 第602号）Ⅰ13（2）イ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  | (3) 正職員以外の臨時職員や｢常時使用する短時間職員｣　 　(右欄参照)も(1)(2)の健康診断の対象としているか。 (4) 受診していない職員はいないか。 (5) 再検査，精密検査対象者に対して，必要な検査・治療を受けられるよう配慮しているか。(6) 再検査等の結果を，施設において確認しているか。 (7) 短時間職員（常時使用する短時間労働者）以外の者に対しても雇い入れ時に健康診断を実施するか，又は，健康診断書を徴しているか。　　 また，定期健康診断を実施しているか。(8) 腰に著しい負担がかかる作業に従事する職員について, 腰痛に関する健康診断を，６か月毎，また，採用時，配置換え時に実施しているか。 　 なお, 健康診断以外に腰痛予防対策を実施しているか。 | いる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |
|   | 腰痛に関する健康診断 | 期　　日 | 1. ③
2. ④
 |  |
| 実施人員 | 1. ③
2. ④

　　　　　  |
| ※　該当する職員がいる場合のみ記入すること。（9）（常時使用する労働者が50人以上いる事業所のみ回答）　　ストレスチェックを実施しているか | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ ｢常時使用する短時間職員｣とは，次のア，イのいずれの要件をも満たす者 ア 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって，当該契約更新により１年以上使用されることが予定される者及び労働契約の更新により１年以上引きつづき使用されている者を含む。）であること。 イ その者の１週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の１週間の所定労働時間数の４分の３以上であること。 | ○ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」第3-11-(4)-ﾄ○労働安全衛生法第66条の３○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について第３-10-(4)-ト○職場における腰痛予防対策の推進について（職場における腰痛予防対策指針４）○職場における腰痛予防対策の推進について（平成25年６月18日基発第0618号第１号）（職場における腰痛予防対策指針４-(2)，(3)，５）（別紙 作業態様別の対策Ⅳ）○労働安全衛生規則第52条の21  | ※１ 配置前の健康診断の項目のうち①及び②の項目の検査の実施に当たっては，「職場における腰痛予防対策指針及び解説」で示されている「参考１　腰痛健康診断問診票（例）」を，また，③から⑤までの検査の実施に当たっては，「参考２　腰痛健康診断個人票（例）」を用いることが望ましい。※２定期健康診断の①及び②の項目についてはスクリーニング検査とし，「職場における腰痛予防対策指針及び解説」で示されている「参考１　腰痛健康診断問診票（例）」を用いて行うことが望ましい。※３検査の実施に当たっては，「職場における腰痛予防対策指針及び解説」で示されている「参考２　腰痛健康診断個人票（例）」を用いることが望ましい。 |
| ○ 労働安全衛生法上，再検査等（二次健診等）は義務づけられていないが，後に労働者に健康障害が発見された場合に事業者に対する安全配慮義務違反が問われる場合があるので，就業規則上で再検査等を義務づける規程の検討が必要※　短時間職員（常時使用する短時間労働者）以外の者に対しても雇い入れ時に健康診断を実施するか（又は，健康診断書を徴しているか），また定期健康診断を実施することが望ましい。○ 重量物取扱作業，介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員に対しては，次の項目について医師による健康診断を実施すること。　【 配置前の腰痛健康診断 】※１ ① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状(腰痛，下肢痛，下肢筋力減退，知覚障害等)の有無の検査 ③ 脊柱の検査④神経学的検査 ⑤ 脊柱機能検査　【 腰痛定期健康診断 】※２ ① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状の有無の検査 ※ 上記の検査の結果，医師が必要と認める者には，次の健康診断を追加して行うこと。※３ 　・ 脊柱の検査・神経学的検査 　・ 画像診断・運動機能テスト* 腰に著しい負担がかかる職員の例

　・利用者を抱上げる姿勢をとる職員・利用者の飛びつき等により，不自然な姿勢をとることのある職員 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **11 職員研修****12　秘密保持等****13　勤務体制の確保** | (1) 職員に対して,その質の向上のための研修の機会を確保しているか。 (2) 施設内研修（職員及び当該事業所の課題を踏まえた研修等）の開催，又は外部研修への参加が積極的に行なわれているか。 また, 研修への参加者に偏りはないか。 (3) 研修内容が，職員会議等において,他の職員へ周知されているか。 また, 研修記録が整理されているか。 (4) 研修結果はどのように活用しているか。

|  |
| --- |
| (結果の活用) |

(1) 正当な理由がなく，業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 職員であった者が，正当な理由がなく，業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。 (3) 個人情報を他の事業所等に提供する場合には，利用者等に説明（利用目的，配布される範囲等）を行い，文書による同意を得ているか。　(1) 指定児童発達支援事業者は，障害児に対し，適切な指定児童発達支援を提供することができるよう，指定児童発達支援事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めているか。(2) 指定児童発達支援事業者は，適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる・いないいる・いないない・あるいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 職員の資質向上を図るため，年間の具体的研修計画を作成すること。○「虐待」「体罰」等の利用者の人権擁護の研修についても，実施すること。○ 積極的に施設外研修に参加させること｡○ 臨時職員等に対しても平等に参加の機会を与えることが望ましい。○ 研修記録，復命書が整備され，施設長等への供覧がなされていること。* 研修内容について，職員会議等で

の報告等により，参加しなかった職員に対しても周知すること。　○ 秘密保持に関する定めを雇用契約や就業規則に盛り込むほか，職員研修を実施するなどの対策を講じること。○ 正当な理由がある場合の例・子どもが虐待を受けている状況など，秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し，子どもの最善の利益を図ることができないような場合において，児童相談所等の関係機関に通知し，対応を協議する場合○　職員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を，雇用契約や就業規則に定めるなどの措置を講じること。○ 個人情報の他の事業所等に提供する場合には，利用者等に説明（利用目的，配布される範囲等）を行い，文書による同意を得ること。 | ○研修実施計画○研修記録，復命書○職員会議録等○就業規則等○研修記録○個人情報の提供に係る同意書等 | ○児童福祉施設最低基準第７条の２第２項，○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第２項○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第38条 第３項○障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について(H28.3.7障障発0307第1号)○児童福祉法第18条の22○児童福祉施設最低基準第14条の２第１項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める条例第20条第１項○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第47条第１項○児童福祉施設最低基準第14条の２第２項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第２項○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第47条第２項○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第47条第３項○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第38条第４項 |

**Ⅲ　利用者処遇**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
| **１　定員の遵守****２　児童発達支援計画** | (1) 利用定員及び指導訓練室の定員を超えていないか。(1) 施設の全体的な処遇方針及び個々の処遇方針を定め，処遇及び児童発達支援計画の内容は適切であるか。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童発達支援計画の作成 | 有　・　無 |
| 前年度の総括 | 有　・　無 |
| 利用者のニーズの把握・反映 | 有　・　無 |
| 職員会議等での検討 | 有　・　無 |
| 計画立案の時期 | 年 　月 |
| 記録の整備 | 有　・　無 |

(2) 内容・費用等，重要事項について説明し，同意を得ているか。(3) 児童発達支援計画の作成にあたって，利用者についてアセスメントを行い，適切な支援内容の検討を行っているか。(4) 個別支援計画は，その責任者等により，医師，理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され，かつその実践に努めているか。（計画作成に係る会議の開催状況）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議の種類 | 出席者の職種 | 開　催　回　数 |
|  |  | 週・月・年　　回 |
|  |  | 週・月・年　　回 |
|  |  | 週・月・年　　回 |

　※ 処遇に関する会議には，職員会議，ケース検討会等は含まれない。(5) 作成した計画について，保護者及び利用者への説明，同意，交付に至る手続きがなされているか。(6) 児童発達支援計画は適切に整備され, また，内容は関係者に周知されているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  計画策定責任者 | 職名 |  |
| 氏名 |  |
|  児童発達支援計画書配布 | 有　・　無 |
|  その他の周知方法 |  |
|  記録の整備 | 有　・　無 |

(7) 計画の作成後，当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに,少なくとも６月に１回以上，見直しを行い，必要に応じ，計画の変更を行っているか。また，必要に応じて医師等の専門的なアドバイスを受けているか。 | いない・いるある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。○ 職種別会議の記載例・指導員会議・処遇会議 ・主任会議・給食会議 | ○出席簿○実績記録○児童発達支援計画○ 契約書○ 重要事項説明書 | ○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第39条○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第64条○ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第69条第1項，第71条，第83条○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第27条 |
| ○　保護者及び利用者の生活に対する意向，利用者に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，支援の具体的内容（行事や日課も含む），支援を提供する上での留意事項等を記載すること。○　利用者の能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに，指定障害児相談支援事業者等が作成した計画を踏まえて，利用者の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案すること。○　計画作成に係る会議は，テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
| **３　指導･訓練等****４　保護者，地域社会及び関係機関との連携** | (8) サービスの提供の記録（提供したサービスの種類ごとに，提供日，内容その他必要事項を記載）を整備するとともに，当該記録について，利用者の保護者の確認を受けているか。(9) 教養娯楽設備等を備えるほか，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。(1) 利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって指導，訓練等を行っているか。(2) 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに，社会生活への適応性を高めるよう，あらゆる機会を通じて支援を行っているか。(3) 利用者の適性に応じ，利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう，より適切に指導，訓練等を行っているか。(1) 利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその保護者との交流等の機会の確保に努めているか。　(ｱ) 保護者に利用者の性質，能力を説明する機会を設けているか。※実施しているものに○印を付けること。　　　　　・面接(定期　・随時)　・訪問( 定期　・ 随時 )　・連絡ノート　　 ・施設内日常生活見学・その他（　　　　　　　　　　　）　　　(ｲ) 利用者や保護者等からの相談に応じる体制がとられているか，また，相談に対して適切な助言，援助が行われているか。　　※　実施しているものに○印を付けること。　　　・個別相談　　・学習会，講演会　　・専門機関の紹介　　　・その他（　　　　　　　　　　　）(2) 就学等している利用者については学校等との連携に努めているか。※就学等の状況について記入すること。（監査直近月） | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 人数 | うち就学人員 |
| 保育所こども園 | 幼稚園 | 小学校 | 中学 | 高校 | 計 |
| 現　　　　員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 内訳 | 学齢前児童 |  |  |  |  |  |  |  |
| 学齢児童（小学校） |  |  |  |  |  |  |  |
| 学齢生徒（中学校） |  |  |  |  |  |  |  |
| 学齢生徒（高　校） |  |  |  |  |  |  |  |

 |
| (3) 必要に応じて児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり，児童の生活指導につき，その協力を求めているか。(4) 施設設備を地域に開放し，地域との連携が深められているか。 | いる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 家族との連携促進のため，施設として配慮，工夫すること。○ 家族との交流の機会を確保すること。○ 利用者の状況や変化について，電話等で家族への連絡が行われていること。○ 広報紙等により家族への連絡が行われていること。 |  | ○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第21条○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第32条○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第30条第1項～3項○ 児童福祉施設最低基準第65条○ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第84条○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第3条第3項,第29条，第32条第2項，○児童福祉施設最低基準第5条第2項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第2項○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第51条第1項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
| **５　身体拘束について**   |  (1) 施設の管理の都合で，身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。 (2) 身体拘束を行う場合には，利用者又は家族の同意を得ているか。 (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には，①切迫性, ②非代替性,③一時性の３つの要件を満たしているかどうか「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」等で検討がなされているか。 なお，記録に当たっては，「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録など参考として，適切な記録(態様，時間，利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由)を作成し，保存しているか。○ 監査実施年度の前年度から現在までに身体拘束を行ったことがあるものについて，記入すること。(該当者が多い場合は別紙可)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 拘束の態様 | 拘束時間 | 拘束理由 |
| Ａ |  | 始期 |  ･ ･ |  |
| 終期 |  ･ ･ |
| Ｂ |  | 始期 |  ･ ･ |  |
| 終期 |  ･ ･ |
| Ｃ |  | 始期 |  ･ ･ |  |
| 終期 |  ･ ･ |

★ 利用者欄は，ＡＢＣと記入し氏名は記入しない。（注）「拘束の態様」欄には，右チェックポイント欄の「身体拘束の対象となる具体的行為」の①～⑪の中から，該当する番号を記入すること。（複数選択可）(4) 施設の管理者は，施設外で行われる研修会に積極的に参加し，又は職員を参加させるなど意識啓発に努めているか。(5)　当該施設は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。* 1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図っているか。
	2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。
1. 職員に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。
 | いない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| **【身体拘束の対象となる具体的行為】**(1)　徘徊しないように，車いす，ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。(2)　転倒しないように，ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。(3) 自分で降りられないように，ベッドを柵(ｻｲﾄﾞﾚｰﾙ)で囲む。(4) 点滴・経管栄養等のﾁｭｰﾌﾞを抜かないように，四肢をひも等で縛る。(5) 点滴・経管栄養等のﾁｭｰﾌﾞを抜かないように，又は皮膚をかきむしらないように，手指の機能を制限するﾐﾄﾝ型の手袋等をつける。(6) 車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしないようにY字型拘束帯や腰ﾍﾞﾙﾄ，車いすﾃｰﾌﾞﾙをつける。(7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。(8) 脱衣やおむつはずしを制限するために，介護衣(つなぎ服)をきせる。(9) 他人への迷惑行為を防ぐために，ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る｡(10) 行動を落ち着かせるために，向精神薬を過剰に服用させる。(11) 自分の意志であけることのできない居室等に隔離する。 | ○身体拘束に関する記録○処遇日誌等 |  |  |
| ○「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日 老発第155号)○身体拘束廃止推進事業の実施について(平成13年5月21日 老発第203号) |
| ○身体拘束ゼロへの手引き○障害者虐待防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年8月22日法律第67号）○障害者福祉施設・事業所における障害者虐待防止と対応の手引き（平成27年3月） |
|  |  |
| ○指定基準省令第44条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **６　子どもの権利擁護，****虐待への対応****７　排泄について** | (1) 児童発達支援において，差別的な取扱いをしていないか。(2) 虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。(3) 日頃から子供の心身の状態（特に不自然な傷や火傷など）を観察し，虐待等の発見に努めているか。(4) 虐待が疑われる場合の対処方法は,職員に周知されているか。 (5) 当該施設は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。①　当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図っているか。（監査対象年度の開催日を記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |

②　当該施設において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 (ア)「いる」場合，前年度の開催状況を記載する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催時期 | 研　修　内　容 | 講　師　名　 | 参加人員 |
| 　年　月 |  |  | 人 |

 (イ)「いない」場合 今後，実施の予定があるか。 　　　　　　　　 （　　　年 　　月頃予定） （ウ）研修等を実施しない理由③　①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　（担当者）　職　　　　　　氏名　　　　　　　　　　(1) 排泄自立のための働きかけをしているか。 (2) 排泄介助時に，換気，保温及びカーテンを引く等，利用者のプライバシーが守られているか。 (3) 感染症対策として，個々の排泄介助毎に，使い捨て手袋　　の使用や手洗いを行っているか。 (4) 排泄記録は介助時間帯，実施状況を把握できるように作成しているか。 | いない・いるいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 虐待が疑われる場合には，速やかに市町村又は児童相談所に通告し，適切な対応を図ること。○ 児童の権利擁護に関する職員研修を実施すること。○ 便秘の続いている者に対し，浣腸，摘便が適切に行われていること。○ おむつ交換時に清潔なタオルで清拭し皮膚の状態，褥瘡の有無等肌の観察等をしていること。○ おむつ交換時に際して，体位変換及び換気に配慮し，汚物は速やかに処理していること。○ おむつの交換は実状に配慮し，必要回数が確保されていること。○ おむつ交換に際して，カーテン，衝立等の配慮がなされていること。○ ポータブルトイレ使用者も同様の配慮がなされていること。○ 排泄の経過を記録し, 整備していること。 | ○看護日誌，ケース記録，診療実績表 | ○児童福祉施設最低基準第5条第1項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第1項　○児童福祉施設最低基準第9条○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条 ○児童福祉施設最低基準第9条の2○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条 ○児童虐待の防止等に関する法律5条，6条○児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について(H11.10.22児家第60号)○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第45条第2項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
| **８　職員会議の開催状況** **について** **９　処遇記録に係る帳簿** **の整備状況** | (1) 職員会議や職種別会議を定期的に開催しているか。 　 　　　（前年度実績）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称(担当者) | 参加者の職種 | 実 施 状 況 | 会議の内容 |
|  |  | 週・月・年　回総開催回数　回 |  |
|  |  | 週・月・年　回総開催回数　回 |  |
|  |  | 週・月・年　回総開催回数　回 |  |

 ○ 会議の名称の記入例 ・職員会議 ・主任会議 ・指導員会議 　　　　・処遇会議  (1) 利用者台帳を個人ごとに整備しているか。 (2) 利用者台帳において，児童発達支援計画及び方針に沿って記録を整備しているか。（ケース記録） (3) ケース検討会議が実施され，記録は整備されているか。 (4) 入・退所の記録が整備されているか。 (5) 業務日誌は整備されているか。 (6) 機能低下を防止するために，個別リハビリ計画を策定しているか（主として重症心身障害児を通所させる場合）。(7) 指導員日誌は整備されているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 会議録を整備し，議論の経過を記録○ 施設長が会議録等を点検すること。【 記載事項の例 】○ 心身の状況・疾病の有無・○ 家族等の状況（緊急連絡先）・生活歴【 記録の主な目的 】① 援助の継続性，統一性を保つ ② 援助の適正さを根拠だてる③ 個別の理解を深める④ 援助を見直す【記録の内容について】○ 日常生活の状況（対人関係，余暇の利用等）・健康状況・処遇結果の成果や反省・利用者に対する援助，対応の状況・家族や関係機関等との連絡事項【指導員日誌】○ ケース記録と異なり，指導業務日誌である。その日のうちにあった事柄を概略記入して，処遇全体の状況を把握し総括する日誌である。 | ○職員会議録○ケース会議録○看護日誌 | ○児童福祉施設最低基準第14条○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第19条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
| **１０ 利用料の徴収について****１１　預り金について** |  (1) 利用料徴収は適正に実施されているか。 (2) 利用料徴収簿が作成されているか。 (3) 食費は適切な料金であるか。

|  |  |
| --- | --- |
| 昼食代 | おやつ代 |
| 円 | 円 |

 (4) 算定根拠があるか。「ある」の場合，記入すること。

|  |
| --- |
| （算定根拠） |

(5) 利用料金等は見やすい場所に掲示してあるか。(6) 利用料金等は，重要事項説明書や契約書などに記載し，利用者等に説明し同意を得ているか。　　また，交付しているか。(7) 施設で実施する行事の経費を利用者の保護者に一部負担させていないか。（一部利用者保護者の希望により，少人数の行事を実施する場合，費用の徴収については十分注意すること。）(1) 利用者に係る金品を児童発達支援センターで預かっていないか。(2) 預かっている場合，取扱要領を作成し，適切に管理しているか。 | いる・いないいる・いないある・ないある・ないある・ないいる・いないいる・いないいない・いるいない・いるいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 内訳を明確にした，請求書，領収書は発行されているか。○ 施設で負担すべきものを利用者保護者に負担させていないか。○ 施設行事の費用（旅行費用，外食等）を利用者保護者に負担させていないか。◎　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，保護者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱い○「その他の日常生活費」の具体的な範囲（１）障害児及び通所給付決定保護者等の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用（２）障害児及び通所給付決定保護者等の希望によって，教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用※「身の回り品として日常生活に必要なもの」一般的に障害児の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば，歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって，障害児及び通所給付決定保護者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって，こうした物品を事業者又は施設がすべての障害児に対して一律に提供し，すべての障害児に係る通所給付決定保護者等からその費用を画一的に徴収することは認められない。※「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」例えば，事業者又は施設が障害児通所支援等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費，入浴に係る費用等が想定されるものであり，すべての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について，「その他の日常生活費」として徴収することは認められない。○「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い・ 預り金の出納管理に係る費用については，「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。・ 保護者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては，その積算根拠を明確にし，適切な額を定めることとし，例えば，預り金の額に対し，月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。・　「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては，障害児及び通所給付決定保護者等個人の希望による嗜好品，贅沢品の購入に係る費用，入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。○　取扱要領が定められていない施設においては，早急に要領を定め，要領に基づいた適切な取扱いをすること。○　入所者から所持金を預かる場合は，入所者預り金管理規程を整備し，受託関係を明確にした承諾書等を徴すること。○　預り金による管理は，通帳によることを原則とするが，やむを得ない事情により，一部を現金管理する場合は必要最小限の額とし，入所者預り金管理規程に現金管理の限度額や保管方法など必要な規程を整備した上で管理すること。 | ○食事提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号）○障害児通所支援または障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成24年3月30日障発第0330第31号) |
|  |  |
| ○身体障害者更生援護施設，精神薄弱者援護 施設及び児童福祉施設における「入所者預り金 等取扱要領」の制定について（平成 9年3月5日 障福第761号障害福祉課長通知）◯入所者預り金の管理の徹底について（平成9年2月27日医保第1210号部長通知【以下,「H9医福第1210号県部長通知」という。】）◯社会福祉法人・社会福祉施設における適正な経理事務の確保及び入所者預り金の管理の徹底について（平成18年7月10日社福第392号部長通知）【以下，「H18社福第392号県部長通知」という。】◯社会福祉施設における入所者預り金の管理の徹底について（平成29年5月30日社福第178号保健福祉部長通知）【以下，「H29社福第178号県部長通知」という。】○H9医福第1210号県部長通知１○H18社福第392号県部長通知2-(2)○H29社福第178号県部長通知２○H18社福第392号県部長通知2-(3)○ H29社福第178号県部長通知３ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１２　健康管理の状況** | (1) 入所時の健康診断は実施されているか。(2) 健康診断の状況を記入すること。（前年度実績）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年月日 | 対象人員 | 受診人員 | 健診内容（実施項目） | 受診機関 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

(3) 検診当日欠席した利用者への対応策を記入すること。

|  |
| --- |
| (対応策) |

(4) 検診結果異常の場合の対応策を記入すること。

|  |
| --- |
| (対応策) |

(5) 検診結果は適切に記録され，保管・整理されているか。(6) 健康診断用に使用するはかりは，２年に１回，所定の定期検査を受けているか。(直近検査日:　　　　年　　月　　日)**〈当該施設（医務室を含む）のはかりを使用する場合のみ記入すること〉** | いる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 健康診断は，学校保健安全法の規定に準じて行うこと。○ 日常の健康管理の状況についても，ケース記録に記録されていること。○ 個人別に整理されていること。 | ○ 健康診断記録 |  |
| ○ 児童福祉施設最低基準第12条○ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第33条○ 学校保健安全法第11条，第13条○ 学校保健安全法施行規則第５条○ 学校保健安全法施行規則第６条　1 身長，体重 　2 栄養状態　3 脊柱，胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態　4 視力，聴力 　 5 眼の疾病及び異常の有無　6 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無　7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無　8 結核の有無 　 9 心臓の疾病及び異常の有無　10 尿 　　11 その他の疾病及び異常の有無　＊8の結核の有無など学年等による除外措置あり※ 次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって，当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは，同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において，児童発達支援センター長は，それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 障害児に対する入所時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校等における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

3　 ○計量法第19条○計量法施行令第11条 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
|  ○ 協力医療機関 | （7) 緊急時の協力医療機関及び嘱託医（歯科を含む）を記入すること。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |
|  |  医 療 機 関 名 |  |  |  |
|  診　療　科　目 |  |  |  |
| 施設からの距離 | ㎞・車で　　分 | ㎞・車で　　分 | ㎞・車で　　分 |
|  契約書の有無  |  有　・　 無 | 有　・　　無 | 有　・　　無 |
|  委託金額（月額） |  　 　 千円 |  　　 　千円 | 千円 |
|  法人との関係 |  |  |  |
|  ○ 嘱託医を設置している場合 |
|  | 医師名区分 |  |  |  |  |
| 医　療　機　関　名 |  |  |  |
| 診療科目 |  |  |  |
| 給与 | 本　　　俸 | 円 | 円 | 円 |
| 前年度総支給額（税込み） | 円 | 円 | 円 |
| 契約書の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 勤務の形態 |  |  |  |
| １日当たりの診療人数 | 人 | 人 | 人 |
| 保険請求の有無 |  |  |  |
|  |  (8) 嘱託医との契約書の内容は適切なものとなっているか。 (9) 嘱託医の出勤簿や診察記録を整備しているか。(10) 看護日誌は整備，記録しているか。(11) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては，随時心理学的及び精神医学的診査を行っているか。（下線部については，R6.6.25以降は，改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例による。） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　児童施設においては，協力病院との契約書の締結まで求めていないので契約書が無くてもかまわない。○ 「勤務の形態」の記入例 （例1）毎週水曜日14:00～15:00　（例2）月１回　毎15日頃　　　　　14:00～16:00　（例3）年２回　４月，９月の15日頃　14:00～17:00○　業務内容，勤務日時，手当額等を明記すること。 | ○契約書○嘱託医の出勤簿○診察記録簿○看護日誌 | ○児童福祉施設最低基準第67条○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第86条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１３　疾病への対応** |  (1) 医師又は看護職員は,常に利用者の健康状況に注意し,必要に応じて健康保持のための適正な措置を取っているか。(2) 必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに，適切に管理しているか。 (3) 感染症及び食中毒への対策 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに,その結果について,職員に周知徹底を図っているか。イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。ウ 職員に対し,感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。  エ 麻しん，インフルエンザ，腸管出血性大腸菌感染症，ノロウイルス感染症，ＲＳウイルス感染症等に対する対策を適切に行っているか。 オ 感染症及び食中毒の発生防止のための措置や,発生時の市町村保健福祉局や保健所への連絡等の対応をしているか。 カ　利用者の健康管理上,感染症や食中毒が疑われるとき,速やかに施設長に報告する体制が整えられているか。 キ 医師,看護職員は，感染症若しくは食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じたとき,速やかに対応できる体制が整えられているか。 また,協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携がなされているか。 ク 感染症若しくは食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況や措置等記録簿が作成さているか。 ケ 右ﾍﾟｰｼﾞの(ア),(イ)又は(ウ)の場合は市町村等の社会福祉施設等担当課に迅速に,感染症又は食中毒が疑われる者等の人数,症状,対応状況などの報告がなされているか。 　また,保健所にも報告し,指示を求めるなどの措置を講じているか。コ キの報告を行った場合,当該患者の診察医等と連携の上,血液,便,吐物等の検体を確保する体制がとられているか。サ　職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限するなどの措置を講じているか。 また,職員及び利用者に対して衛生教育の徹底を図り,特に職員については年１回以上衛生管理に関する研修を行っているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 感染症発生時の記録,対応策,関係機関への連絡等の記録を取っていること。 | ○ 看護日誌○ ケース記録○ 感染症マニュアル |  |  |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第34条○児童福祉施設最低基準第10条第４項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第４項○児童福祉施設最低基準第10条第３項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第３項○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第41条第２項○児童福祉施設における感染性胃炎の発生・まん延防止策の徹底について (児福第836号)○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成11年4月1日施行) |
| ○ (3)のア，イ，ウ（感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組）について，令和６年度から義務化（令和６年３月31日までは努力義務）○ 予防対策例　・他の利用者への感染防止　　（便所，洗面場等での共用タオルの使用禁止等)　・職員に対する感染予防教育　　（業務内容が替わる都度，確実に手洗い等を実施等）○ 市町村保健福祉局や保健所への報告すべき事項は下記(ア)(イ)(ウ)を参照すること｡　 (ｱ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれ　　　らによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週　　　間以内に２名以上発生した場合　　(ｲ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれ　　　らが疑われる者が10名以上又は全利用者の半　　　数以上発生した場合　　(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)に該当しない場合であっても通常　　　の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ, 　　　特に施設長が報告を必要と認めた場合 |
| ○ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年２月22日付け雇児発第0222001号,社援発第0222002号,老発第0222001号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| １４ 相談・苦情解決  | (1)　苦情解決の仕組みへの取組みがなされているか。（苦情解決の仕組み）

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情・相談解決実施要領 | 有 ・ 無 |
| 苦情・相談解決を受け付けるための窓口の設置 | 有 ・ 無 |

（苦情解決責任者，苦情受付担当者及び第三者委員の選任状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情解決責任者職氏名 |  |
| 苦情受付担当者職氏名 |  |
| 第三者委員の名称 |  |

※ 「第三者委員の名称」欄は,氏名ではなく評議員,大学教授,弁護士等と記入すること。（苦情受付けの窓口及び苦情解決の手続きの利用者への周知方法）

|  |
| --- |
| （周知方法） |

（前年度の苦情・相談受付処理状況）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付件数Ａ | 処理件数Ｂ | 未処理件数(A-B＝C) | 第三者委員への報告 |
|  |  |  | 有　・　無 |
| 内容や対応等の記録件数 |  |

(2)　処遇に関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(3)　市町村からの求めがあった場合には，(2)の改善の内容を市町村に報告しているか。(4)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項に規定による調査があったか。（前年度）また，調査があった場合，その調査にできる限り協力しているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないある・ないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特記事項 |
| ○ (参考)H12.10.31付鹿社協４３４号 『福祉サービスに関する「障害児の相談・ 苦情解決実施要領(例）」等について』○ 第三者委員には，理事及び職員以外の適任者を選任すること。○ 苦情解決の責任主体を明確にするため，施設長，理事等を苦情解決責任者とすること。○ 職員の中から苦情受付担当者を任命すること。○ 利用者の保護者への周知として第三者委員の氏名，連絡先を示すこと。○ 苦情が福祉サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情だけでなく，意見や要望的なものまで記録しておくことが望ましい。  | ○相談・苦情解決実施要領○苦情の受付簿(報告書)○苦情解決の記録簿(報告書) | ○社会福祉法第82条○各社会福祉施設最低基準省令○H12.6.7付厚生省各部局長通知　「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 |  |

**Ⅳ　給食**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１ 給食の実施状況** |  (1) 家庭生活に近い時間の食事を提供し，検食を実施しているか。　 ※　「いる」の場合実施状況を記入。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 検食時刻 | 利用者の食事開始時刻 | 記録の有無 | 検食者の職名 |
| 昼食 | ： | ： |  | 計 人 |
| 間食 | ： | ： |  | 計 人 |

 （注）「計」欄には１回当たりの検食者数を記入すること。

|  |
| --- |
| ６１ページに給食の実施状況を記入すること。 |

　　　 (2) 必要な栄養所要量が確保されているか。また，給食会議を開催しているか。　 ※　給食会議を開催している場合,前年度の状況を記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 席 者　 | 開 催 回 数 | 会　議（検討）内　容 |
|  | 年　 　回 |  |

(注) 給食会議の前年度開催状況及び出席者は，栄養士等の職名を記入し，会議内容は主たるものを記入すること。(3) 給食関係の調査を実施しているか。 ※　「いる」の場合，調査状況等を記入すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 実　　施　　方　　法 | 回　数 | 記　録 |
| 嗜好調査 |  | 回/年 | 有・無 |
| 喫食調査 |  | 回/日 | 有・無 |
| 調査結果の献立への反映 |  |

 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 子どもの発育・発達状況，栄養状態生活状況等について把握し，提供する食事の量と質についての計画を立てるとともに，摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い，それに基づき食事の提供を行うこと。* 検食にあたっての留意事項

・ 検食は，食事の栄養，衛生，嗜好的観点から実施するものであり，食器の工夫,適度な温度，盛りつけなど利用者の立場に配慮のこと。・ 検食は，利用者が喫食するより前に行うこと。・ 検食者は同一職員によらず，あらゆる職種の者が実施すること。・ 結果については，今後の給食に反映するよう記録し，保存すること。・ 検食に係る１人前の費用は施設会計から支出して差し支えないこと。○ 食事を適正に提供するため，定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに，児童発達支援センター全体で，食事の提供に係る業務の改善に努めること。○ 子どもの栄養状態や摂食量，残食量等の把握により，給与栄養量の目標の達成度を評価し，その後の食事計画の改善に努めること。○ 調査結果を記録（集約，分析）していること。 | ○検食簿○検食日誌○給食日誌○嗜好調査記録○喫食調査記録○献立表 | ○ 「社会福祉施設における給食の検食について」(H7.6.19)福政第238号部長通知○児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（平成27年３月31日雇児発0331第1号･障発0331第16号）○児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(平成27年３月31日雇児母発0331第１号) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  |  (4) 利用者の心身の状態に合わせた調理内容等となっているか。　　　　　　　（　　　　年　　月　　日の状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 普通食 | 人  |
| 荒刻み食 | 人  |
| 細刻み食 | 人  |
| 除去食 |  　　　　　　　　　　　　人  |
| そ　の　他（　　　　 )  | 人 |
| 合　　　計 | 人 |

　※　児童に提供した給食の監査実施前月初日の状況を記入すること。※　胃ろう，経管栄養は「その他」に記入すること。(5) 子どもの身体状態(咀嚼能力・健康状態)に合わせた調理への配慮がなされているか。

|  |
| --- |
|  |

(6) アレルギーや障害のある子どもなどに対し，配慮していることを記入すること。

|  |
| --- |
|  |

 (7) 子どもがくつろいで食事できるような配慮及び対応について記入すること。

|  |
| --- |
|  |

  (8) 食事が適温で食べられるような配慮及び対応について記入すること。

|  |
| --- |
|  |

 (9) 食事の場所について

|  |  |
| --- | --- |
| 食　 堂 | 人 |
| 指導訓練室等 | 人 |
| そ の 他 |  人 |

 | いる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 一人一人の咀嚼・嚥下能力機能や手指機能，食具使用の発達状況を十分に観察し，大きさ，切り方，固さなどの調理形態に配慮すること。○ 障害のある子どもへの対応については，障害の状況に応じた調理形態の食事を提供するとともに，ﾃｰﾌﾞﾙ，食具等を工夫するなど，適切な援助を行うこと。○ ゆとりある時間と，採光や安全性の高い食事の空間を確保し，暖かい雰囲気になるよう配慮すること。○ 温かい料理は温かく，冷たい料理は冷たい状態で整えることができるよう配慮すること。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  | (10) 職員給食を実施しているか。　 ※　「いる」場合，監査直近の状況を記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 昼　食 | その他 |
| 一食当たりの負担額 | 円 | 円 |
| １か月間の延利用者数 | 人 | 人 |
| 負担額の算出根拠 |  |

　（注）負担額は，本人（職員）負担について記入すること。(11) 給食業務の委託を行っているか。　※「いる」場合，記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託契約書 | 有　　・　　　無 |
| 委託内容 | 調理・配膳・その他（　　　） |
| 委託料 | 年 　円(一食当たり　 円) |
| 内容チェック方法 |  |

　※内容チェック方法は具体的に記入すること。(12) 給食関係諸帳簿は整備されているか。(13) 国の通知文「食事摂取基準」を活用した食事計画の基本的考え方を理解しているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |
| ○　調理業務の外部委託業務を行うに当たっては，利用者の特性に応じた食事の提供が行われるよう，きめ細かな配慮を行うことが必要。○ 不明な点がある場合は「保育所における調理業務の委託について」を参照すること。○ 「食事摂取基準」は，エネルギーについて，成人においては「ボディ・マス・インデックス（ＢＭＩ）」，参考として「推定エネルギー必要量」，栄養素について「推定平均必要量」「推奨量」「目安量」「耐容上限量」「目標量」といった複数の設定指標により構成されていることから，各栄養素及び指標の特徴を十分理解して活用すること。○ 「児童福祉施設における食事計画の実施上の留意点」・ 子どもの健全な発育・発達を目指し，子どもの栄養状態や摂取量，残食量等の把握により，給与栄養量の目標の達成度を評価し，その後の食事計画の改善に努めること。・ 献立作成，調理，盛りつけ・配膳，喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから，定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り，食事の計画・評価を行うこと。・ 日々提供される食事が子どもの心身の健全育成にとって重要であることに鑑み，施設や子どもの特性に応じた「食育」の実践に努めること。・ 給食の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう，食事の提供に関係する職員の健康診断及び定期検便，食品の衛生的取扱い，消毒等保健衛生に万全を期し，食中毒や感染症の発生防止に努めること。 | ○ 構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18 年3 月31 日障発第0331011 号）○ 保育所における調理業務の委託について(平成10 年2 月18 日児発第86 号厚生省児童家庭局長通知)○ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（平成27年3月31日雇児母発第0331第1号）○「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」　 「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」に添付の資料（平成16年3月16日雇児発第0316007号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）○ 児童福祉施設における食事の提供ガイド－児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会報告書－（平成22年3月　厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **２ 給食材料****３ 保健衛生管理体制** |  (1) 食品材料の購入保管は適切か。

|  |  |
| --- | --- |
|  検収時の品質・衛生状態等の確認 | 有・無 |
|  生鮮食品の当日搬入 | 有・無 |
|  検収記録と検収者の押印 | 有・無 |
|  在庫食品と受け払い簿の確認 | 有・無( か月毎) |

 (2) 発注について購入伺いにより，決裁を受けているか。  (3) 発注の変更を行う場合も，必ず決裁を受けているか。 (4) 納入業者から寄附の申し出があるか。 ※　給食材料に係わる担当者の職・氏名を記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 直接発注者 | 職：　　　　　氏名 |
| 検 収 者 | 職：　　　　　氏名 |

 (1) 給食施設設備や食器類の衛生管理は適切か。

|  |  |
| --- | --- |
| 調理室の防虫・防鼠対策（防虫網の設置等） | 有　・　無 |
| 食品貯蔵庫の防虫・防鼠対策 | 有　・　無 |
| 食品貯蔵庫の食品管理（衛生管理，換気，適温等） | 適　・　否 |
| 食品貯蔵庫の整理整頓 | 適　・　否 |
| 給食施設の排水・防湿・通風。採光 | 適　・　否 |
| 貯水槽の洗浄 | 適　・　否 |
| まな板等調理用具や食器類の消毒・洗浄 | 適　・　否 |

 | 適 ・ 否いる・いないいる・いないある・ない適 ・ 否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 原材料の納入に際しては，調理従事者等が必ず立ち会い，検収場で品質・鮮度・品温・異物の混入等につき点検を行うこと。○ 原材料の納入に際しては，缶詰・乾物・調味料等常温保存なものを除き，食肉類・魚介類・野菜等の生鮮食品については１回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること。○ 原材料は，隔壁等で他の場所から区分された専用の保管場に保管設備を設け，食肉類・魚介類・野菜類等，食材の分類ごとに区分して保管すること。○ 定期的に管理者の確認が行われていること。○ 直接発注者と検収者は，内部牽制上，できるだけ別々の職員が行うこと。○ 調理室には，食器，調理器具等を消毒する設備，食器，食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。○ 原材料は，隔壁等で他の場所から区分された専用の保管場に保管設備を設け，食肉類・魚介類・野菜類等，食材の分類ごとに区分して保管すること。 | ○大量調理施設衛生管理マニュアル○社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）別添｢大量調理施設衛生管理マニュアル｣○食品衛生法施行条例 （平成12年３月28日条例第45号） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  | (2) 調理従事者の衛生管理は適切か。

|  |  |
| --- | --- |
|  専用の作業着 | 有　・　無 |
|  帽子の着用 | 有　・　無 |
| マスク着用 | 有　・　無 |
| 専用の履き物 | 有　・　無 |
|  専用の消毒・手洗い設備 | 有　・　無 |

 ・毎日清潔にしているか。(3) 調理従事者等（臨時・パートを含む）の検便は採用時又は当該業務への配置替えの際及び毎月実施されているか。（※６１ページに前年度の実施状況を記入すること。）(4) 食事介助を行う職員の検便を実施しているか。　　(5) 保存食(検査食)は適正に保存しているか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 昼　食 | その他 | 保存期間 |
| 保存食実施の有無 | 有・無 | 有・無 | 日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 原材料 | 有　・　無 |
| 調理済食品 | 有　・　無 |
| 50㌘程度 | 有　・　無 |
| 食品毎にビニール袋に密封 | 適　・　否 |
| －20℃以下 | 適　・　否 |

 | 適 ・ 否いる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 調理従事者の健康状態の把握に努め，必要に応じ食品衛生上必要な健康診断を受けさせること。○ 下痢，腹痛，おう吐等の症状を呈しているときは，その旨を報告させ，食品の取扱作業の制限等の必要な措置を講ずるとともに，医師の診断を受けさせること。○ 感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は，保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。○ 衛生的な作業着(必要に応じ，帽子又はマスクを含む。)を着用し，及び作業場内では専用の履物を用いるとともに，汚染区域にはそのまま入らないこと。○ 食品が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄及び消毒を行うことが困難な手袋を原則として使用しないこと。○ 常に手の爪を短く切り，作業前，用便後及び生鮮の原材料又は汚染された材料等を取り扱った後は，手指の洗浄及び消毒を行うこと。○ 所定の場所以外で着替え，喫煙，放たん，食事等をしないこと。○ 食品の取扱作業中に手又は食品を取り扱う器具で髪，鼻，口又は耳に触れたり，露出している食品等の上でくしゃみ又は咳をしないこと。○ 調理を行う区画へは当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。 | ○食品衛生法施行条例 （平成12年３月28日条例第45号）○大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ-5-(4)⑤～⑧ |  |
| ○ 事業者は，事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し，その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際，検便による健康診断を行なわなければならない。 | ○ 健康診断個人票○ 検便結果記録 | ○社会福祉施設における衛生管理について（平9年3月31日社援施第65号）○児童福祉施設等における衛生管理の強化について（昭和39年8月1日児発第669号）○児童福祉施設最低基準第12条第4項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例最低基準第16条第4項○ 労働安全衛生規則第47条○大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ-5-(4)②○社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成８年７月25日社援施第117号) |
| ○ 調理従事者等は臨時職員も含め，定期的な健康診断及び月に１回以上の検便を受けること。検便検査には，腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また，必要に応じ１０月から３月にはノロウイルスの検査を含めること。○ 食事介助を行う職員の検便については，定期的な実施が望ましい。○ 原材料及び調理済み食品ごとに50ｇ程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ，－20℃以下で２週間以上保存すること。 |

**（参　考）**

 **１ 調理従事者等検便の実施状況（前年度分：５９ページ参照）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 調理員 | 栄養士 | 食事介助員 | その他(　　　) |  |  | 調理員 | 栄養士 | 食事介助員 | その他(　　　) |
| ４月 | 対 象 者 |  |  |  |  | 10月 | 対 象 者 |  |  |  |  |
| 実施人員 |  |  |  |  | 実施人員 |  |  |  |  |
| 検査内容 |  |  |  |  | 検査内容 |  |  |  |  |
| ５月 | 対 象 者 |  |  |  |  |  | 11月 | 対 象 者 |  |  |  |  |
| 実施人員 |  |  |  |  | 実施人員 |  |  |  |  |
| 検査内容 |  |  |  |  | 検査内容 |  |  |  |  |
| ６月 | 対 象 者 |  |  |  |  |  | 12月 | 対 象 者 |  |  |  |  |
| 実施人員 |  |  |  |  | 実施人員 |  |  |  |  |
| 検査内容 |  |  |  |  | 検査内容 |  |  |  |  |
| ７月 | 対 象 者 |  |  |  |  | １月 | 対 象 者 |  |  |  |  |
| 実施人員 |  |  |  |  | 実施人員 |  |  |  |  |
| 検査内容 |  |  |  |  | 検査内容 |  |  |  |  |
| ８月 | 対 象 者 |  |  |  |  | ２月 | 対 象 者 |  |  |  |  |
| 実施人員 |  |  |  |  | 実施人員 |  |  |  |  |
| 検査内容 |  |  |  |  | 検査内容 |  |  |  |  |
| ９月 | 対 象 者 |  |  |  |  | ３月 | 対 象 者 |  |  |  |  |
| 実施人員 |  |  |  |  | 実施人員 |  |  |  |  |
| 検査内容 |  |  |  |  | 検査内容 |  |  |  |  |

　※　「検査内容」欄には，次の①～④までの検査項目のうち，実施した番号を記入すること。

　　　　　【①赤痢菌　②サルモネラ　③腸管出血性大腸菌　④ノロウィルス】

　※　指導員等は，食事介助員欄に記入すること。

　※　大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ－５－（４）②を参照のこと。

 **２　給食の実施状況（前年度分）**

**（１）給食状況（５１ページ参照）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | ４　月 | ５　月 | ６　月 | ７　月 | ８　月 | ９　月 | １０月 |
|  給　食 人　員 | 延べ人員(人) | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 |
| 給 食材料費 | 総　額(円) |  |  |  |  |  |  |  |
| １日当り平均(円) |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 | 合　　　計 |
| 給　食人　員 | 延べ人員(人) |  |  |  |  |  | Ａ |
| 給 食材料費 | 総　額(円) |  |  |  |  |  | Ｂ |
| １日当り平均(円) |  |  |  |  |  | Ｂ／Ａ |

**（２）栄養量等の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４　月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 |
| 栄養給与目標量 | 実　績 | 実　績 | 実　績 | 実　績 | 実　績 | 実　績 | 栄養給与目標量 | 実　績 |
| 栄養量 | ｴﾈﾙｷﾞｰ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾀﾝﾊﾟｸ質 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 脂　肪 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ｶﾙｼｳﾑ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 鉄 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝＡ（レチノール当量） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝB1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝB2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝＣ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 | 年　間　平　均 |
|  |  |  |  |  | 栄養給与目標量 | 実　績 |
| 栄養量 | ｴﾈﾙｷﾞｰ |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾀﾝﾊﾟｸ質 |  |  |  |  |  |  |  |
| 脂　肪 |  |  |  |  |  |  |  |
| ｶﾙｼｳﾑ |  |  |  |  |  |  |  |
| 鉄 |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝＡ（レチノール当量） |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝB1 |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝB2 |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾋﾞﾀﾐﾝＣ |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　健康増進法施行細則第４条(H15.6.27規則第64号)に基づく栄養報告書（監査対象年度10月分）の

写しでも可

**Ⅴ　その他の衛生管理**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１　その他の衛生管理** |  (1) 利用している方に○印を付けること。（ ）下水道 （ ）浄化槽浄化槽を設置している場合，適切に行われているか。 ア 「保守点検及び清掃」の状況 | 適・否 |
|  |  | 実施年月日 | 保守点検業者 | 内　容 | 結果等 |  |
| 保守点検 |  |  |  |  |  |
| 清 掃 |  |  |  |  |
| イ 「水質検査」の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施年月日 | 指定検査機関名 | 内　容 | 結果等 |
|  |  |  |  |

 (2) 自家水(飲用井戸)を使用しているか。　　 使用している場合，毎年１回以上（調理施設で使用する場合は年２回以上）登録検査機関による水質検査を受けているか。 水質検査の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施年月日 | 指定検査機関名 | 内　容 | 結果等 |
|  |  |  |  |

（注）温泉，簡易専用水道は含まないこと。 (3) 貯水槽（受水槽）を使用しているか。 使用している場合，○印を付けること。

|  |  |
| --- | --- |
| 10トンを超える（水道法適用） |  |
| 10トン以下（水道法適用外） |  |

　ア 管理に関する検査の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施年月日 | 指定検査機関名 | 内　容 | 結果等 |
|  |  |  |  |

　イ 受水槽の清掃状況

|  |  |
| --- | --- |
| 実施年月日 | 実施者名 |
|  |  |

 | いる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 浄化槽を設置している場合，年１回（環境省令で定めがある場合にあっては定める回数）浄化槽の点検及び清掃を行っていること。○ 浄化槽を設置している場合，年１回（環境省令で定めがある場合にあっては定める回数）指定検査機関による水質検査を行っていること。○ 上水道又は簡易水道以外の自家水(飲用井戸)を飲料水に使用している場合，水質検査を１年以内ごとに（調理施設で使用する場合は年２回以上）実施するものであること。○ 貯水槽は水道法及び鹿児島県貯水槽水道取扱要領に基づき管理すること。○ 貯水槽の管理については毎年１回以上定期に登録検査機関の検査を受けること。（10トン以下は県要領に基づくもの）○ 貯水槽は清潔を保持するため，毎年１回以上定期に清掃すること。（10トン以下は県要領に基づくもの。）　　なお，清掃の委託に際しては，登録業者の活用を図ること。 | ○浄化槽法第10条○浄化槽法第11条○「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」（平成8年7月19日付社援第116号）○「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援第65号）○水道法第34条の２○水道法施行規則第55条，56条○水道法施行令第２条○鹿児島県貯水槽水道取扱要領第６条第１項第１号，第８条 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  |  (4) 消毒等の状況は適切か。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 実施年月日 | 実施方法 |
| 指導訓練室等 | 　 | 　 |
| 調理室 | 　 | 　 |
| 便　　所 | 　 | 　 |
| 寝　　具 | 　 | 　 |

(5) シャワーは定期的に清掃を行っているか。 | 適・否いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　シャワーの内部でも生物膜が生成され易く，レジオネラ菌を検出することがある。　　できるだけ，シャワー内部に水が滞留しないように，少なくとも週に1回，内部の水が置き換わるように流水するとともに，シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上点検し，内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄，消毒するなどの対策を行い，定期的にレジオネラ属菌検査を行って，不検出を確認することが推奨される。 |  |  |  |

**Ⅵ　非常災害対策**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１ 防災体制の状況** | (1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。

|  |
| --- |
| ※　７３ページに防災設備の整備状況を記入すること |

(2) 防火安全対策計画(消防計画)を作成し（消防計画に変更があった場合は見直しの上），消防署に届け出ているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 届 出 年 月 日 |  　　年　　月　　日 |

(3) 防火安全対策計画に火災，震災，風水害その他の当該地域の周辺の地域において想定される非常災害に対する防災対策が盛り込まれているか。　　また，マニュアル等が作成されているか。【具体的な項目例】　・障害者支援施設等の立地条件（地形　等）・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体，家族，職員　等）・避難を開始する時期，判断基準（「避難準備情報発令」時　等）・避難場所（市町村が設置する避難場所，施設内の安全なスペース　等）・避難経路（避難場所までのルート（複数），所要時間 等）・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす，徒歩等）　等）・災害時の人員体制，指揮系統（災害時の参集方法，役割分担，避難に必要な職員数　等）　・関係機関との連携体制(4) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設となっているか。（いる場合）　　ア　避難確保計画（又は非常災害対策計画に防災教育及び訓練の実施を追加したもの）を作成しているか。　　イ　市町村へ避難確保計画を提出しているか。(5) 防火安全対策計画（役割分担を含む。）は，入所者及び職員の見やすい場所に掲示されているか。(6) 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また，関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。(7) 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は，確保されているか。例えば，風水害の場合，「避難準備・高齢者等避難開始」，「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 増築等があった場合，消防計画の見直しを行い，消防計画の変更を行うこと。　　また，消防計画は最新のものを整備しておくこと。○ 消防計画，防火管理者の届出書類　は，必ず所轄消防署の受付印が押印されているものを保管すること。○ 児童福祉施設が定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。 | ○消防計画作成 (変更)届出書控○避難誘導マニュアル等 | ○児童福祉施設最低基準第６条第１項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２第１項○消防法第17条○消防法施行令第７条○児童福祉施設最低基準第６条第１項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２第１項○消防法施行規則第３条○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２第２項○社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年９月１日社援基発0901第１号○障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年９月９日障障発0909第１号)○水防法等の一部を改正する法律の施行について（平成29年6月19日国水政第12号）○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の２第3項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２第６項○社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭和55年１月16日社施第５号) |
| ○　児童福祉施設は，第1項の具体的計画の概要を当該施設において当該施設に入所している者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。（消防計画の概要：非常対策編成表，緊急連絡網，避難場所避難誘導路及び消防用設備配置場所）○ 最新の職員配置で作成しておくこと。部署ごとに責任者名を掲示しておくこと。○ 児童福祉施設は，非常災害時における当該施設に入所している者の安全を確保するため，地域の自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の自主防災組織をいう。)及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  |   (8) 防火管理者は,有資格者が選任され,届出をしているか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　名 |  | 氏　名 |  |
| 届　　出年 月 日 | 年　　月　　日 |

 (9) 消防設備は整備され，また，これらの設備について，専門業者により法定点検が行われ，記録を整備しているか。 　業者委託による点検状況

|  |  |
| --- | --- |
| 実 施 年 月 日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　　　　年　　月　　日 |
| 消防署への報告年月日 | 　　　　年　　月　　日 |

 (10) 消防設備等の前及び避難路に物品などが置かれていないか等,自主点検を行い記録を整備しているか。 (11) 重油，灯油及びプロパンガス（ＬＰＧ）等の管理は適切か。 (12) 消防署の立入検査がいつあったか。

|  |  |
| --- | --- |
| 消防署立入検査実施年月日 | 　　　年　　月　　日 |

 (13) 消防署の立入検査で指摘があった事項について，改善がなされているか。

|  |
| --- |
| (指摘内容) |
| (指摘に対する改善状況) |

(14) 職員及び利用者に対し，火気の取扱い，出火等災害発生の際の心構え等の防災教育を実施しているか。(15) 非常時及び夜間・休日における連絡・避難体制は整備されているか。 | いる・いないいる・いないいる・いない適　・　否いる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 防火管理者の交替があった場合は,所轄の消防機関に届け出ること。○ 法定点検の結果を，消防署へ報告すること。（点検期間） 機器(外観・機能)点検… ６か月毎 総合点検… １年毎○ チェックリスト等を作成し，自主点検を行うこと。○ 非常口に物品等が置かれ，避難に支障がないこと。○ 指摘がない場合でも，検査状況・講評等を記録し，日常の自主点検等に生かすこと。 | ○防火管理者選任届出書（控）○防火管理者講習修了証書○消防用設備等点検結果報告書○消防設備自主点検表 | ○消防法施行規則第31条の６(Ｈ16.5.31付消防庁告示第９号) | ○消防法第８条○消防法施行令第3条同４条 |
| ○ 常日頃から防災に対しての意識の高揚に努めること。○ 夜間・休日における防火管理体制を明確にしていること。 ① 災害時の役割分担の徹底・明確化 ② 連絡先の明確化○ 特に夜間時等の協力を依頼すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **２　業務継続計画の策定等****３　防災訓練の実施状況** | 1. 感染症や非常災害の発生時において,利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための,及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し,当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

（2） 職員に対し,業務継続計画について周知するとともに,必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。（3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い,必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。(1) 非常災害に備えるため，避難及び消火に対する訓練を毎月１回，救出その他必要な訓練にあっては定期的に実施しているか。※７４ページに防災訓練の実施状況を記入すること。(2) (1)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。(3) (1)の訓練を実施する場合には，年２回以上あらかじめその旨を消防機関に届け出ているか。(4) (3)の場合，訓練時には，消防署の立会協力を得ているか。(5) (3)の場合，訓練後の消防署の講評についても，記録しているか。(6) 訓練結果について検討を行い，非常災害対策計画の内容を検証し，見直しを行っているか。  | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　業務継続計画の策定等について，令和６年度から義務化（令和６年３月31日までは努力義務）○ 災害に備え,普段からやっておきたいこと。 ・施設行事・イベントの地域開放 ・施設ロビー,食堂の地域開放 ・施設運営ボランティアの活用 ・災害時ボランティアの事前登録 ・災害時協力井戸の確保 ・施設運営関連業務委託業者との災害時協力協定の締結○ 市町村関係機関及び地域の自主防災組織と連携した訓練・地域防災計画及びハザードマップ等に基づいた効果的な防災訓練等の実施又は地元自治体等が実施する訓練等に参加に努めること。○訓練を実施する際の消防機関への届け出について 　消防法施行令及び消防法施行規則に消防機関への届け出については定められているが，様式等具体的な届け出の方法については，管轄の消防機関に相談すること。 | ○各消防機関が消防計画書で定める所定の様式（消火訓練・避難訓練通知書等） | ○ 児童福祉施設最低基準第９条の３○ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の２○児童福祉施設最低基準第６条第２項○鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準を定める条例第７条の２第４項○消防法施行規則第３条第10項○社会福祉施設における防災対策の強化に ついて（S58.12.17社施第121号）○社会福祉施設における火災予防対策につ いて（S61.8.29社施第91号）○社会福祉施設における防火安全対策の強 化について（S62.9.18社施第107号）○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第40条第３項 |
| ○消防法施行規則第３条第11項【消防法施行令】第３条の２　防火管理者は，総務省令で定めるところにより，当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し，所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。２　防火管理者は，前項の消防計画に基づいて，当該防火対象物について消火，通報及び避難の訓練の実施，消防の用に供する設備，消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備，火気の使用又は取扱いに関する監督，避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。 【消防法施行規則】第３条10　令別表第一（一）項から（四）項まで，（五）項イ，（六）項，（九）項イ，（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は，令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年２回以上実施しなければならない。11　前項の防火管理者は，同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には，あらかじめ，その旨を消防機関に通報しなければならない。 |

**（参考）**

 **１　防災設備の整備状況　　（６７ページ参照）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　　設　　・　　設　　備 | 消防法令による設備義務の有無 | 整　備　状　況 |
| 防火設備 | 避難階段避難口（非常口）居室，廊下，階段等の内装材料防火戸，防火シャッター | 有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無 | 有（　箇所）・ 無有（　箇所）・ 無適　　　・　不適有（　箇所）・ 無 |
| 消防用設備 | 消火器又は簡易消火用具屋内消火栓設備スプリンクラー設備屋外消火栓設備自動火災報知設備ガス漏れ火災警報設備漏電火災警報器設備消防機関へ通報する火災報知設備非常警報器具又は非常警報設備避難器具（すべり台，救助袋）誘導灯及び誘導標識消防用水非常電源設備 | 有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無有 ・ 無 | 有　　　・　 無有（　箇所）・ 無有　　　・　 無有（　箇所）・ 無有　　　・　 無有　　　・　 無有　　　・　　 無有　　　・　　 無有　　　・　　 無有（　箇所）・ 無有（　箇所）・ 無有　　　・　 無有（　箇所）・ 無 |
| カーテン・布製ブラインド等の防炎性能 | 有 | 有　　　・　 　無 |

　　　　　　注）「消防法による設備義務の有無」については，消防署に確認のうえ，記入すること。

（根拠法令）

・防火設備・・・建築基準法，建築基準法施行令

　　　　　　・消防用設備，カーテン・布製ブラインド等の防炎性能・・・消防法，消防法施行令

* **防災設備平面図を添付すること。**

**２　防災訓練の実施状況　　　（７１ページ参照）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実　施　日 | 内 容 | 夜間又は夜間想定訓練 | 消防署へ届出の有無 | 実施記録の有無 | 備　考 |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 　　年　　月　　日 | 避 難消 火通 報 |  | 有・無 | 有・無 |  |

(注）1 前年度の状況を記入すること。

 　　　　　　 2 「内 容」欄は，該当するものを○印を付けること。

 　　　　　 3 「夜間又は夜間を想定訓練」欄は，実施日に，○印を付けること。

 　　　　　 4 自然災害に対する訓練の実施は備考欄に記入すること。

 　　　　　　　5　消防署の立合い，指導を受けた日は備考欄に記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **４　事故発生時の対応** | (1) 事故処理におけるマニュアル（指針）は作成されているか。 (2) 事故処理簿は整備されているか。  (3) 利用者の施設内及び通園中の事故があったか。 ア　昨年度の事故処理報告件数　　（　　）件　　　　 未処理件数　　（　　　）件 イ　マニュアルにより適切に処理され，事故処理簿に記録しているか。 ウ　速やかに行政機関や利用者の家族等に連絡すると共に，必要な措置を講じているか。 エ　損害賠償を速やかに行っているか。 オ　その原因を究明し，再発防止の対策を講じているか。(4) 損害賠償保険に加入しているか。ア 「いる」の場合,記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類（名称） | 　 |
| 保険会社 | 　 |
| 契約内容 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 備　　　　考 | 　 |

イ 保証内容は十分なものであるか。ウ 「いない」の場合, その対応策を記入すること。

|  |
| --- |
|  |

 | いる・いないいる・いないある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【対応方法】○ 事故対応マニュアルにより適正に処理されているか。 | ○対応マニュアル○事故処理簿○ケース記録○事故処理報告書○保険契約書 | ○ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年６月15日付け雇児総発第 402号）○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準第52条○ 児童福祉施設における事故防止について（昭和46年7月31日児発第418号）○ 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
|  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
|  | (5) (4)の保険で昨年度１年間のうち支払を受けたことがあるか。 「ある」の場合は，記入すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険金受領者 | 補償金額(千円) | 受取人(人) | 補 償 金 の 内 容 |
| 利用者側 | 　 | 　 | 　 |
|
| 施設側 | 　 | 　 | 　 |
|

(6) 安全確保に関し，職員会議等で取り上げるなど，職員の共通理解を図っているか。 (7) 万一の場合の避難場所や関係機関等への連絡方法を職員へ周知しているか。 (8) 無断外出等危険防止対策のマニュアルを作成しているか。 (9) 不審者への対応策について,マニュアルがあるか。 また,関係機関と防犯訓練を行うなどの連携をとっているか。 (10) 施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え，利用者の安全を確保できる体制がとられているか。(11) 施設内の安全確認について，安全点検表を整備しているか。 また，活用をしているか。 (12) 設備・場所等について，安全点検を実施しているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 　 | 点検方法（例：目視，作動確認等） |
| 危険な設備，場所 （　　　　　　　　　） | フェンス設置 | 　 |
| 施錠 | 　 |
| その他（　　） | 　 |
| ※プール，側溝，段差等 | 　 |
| 老朽化・状態 | 施設の壁 |  |
| ベランダ　 |  |
| 遊具　 |  |
| 門　 |  |
| フェンス　 |  |
| 外灯 |  |
| 鍵　 |  |
| その他（　　 　　　　　　　　　） |  |

 | ある・ないいる・いないいる・いないいる・いないある・ないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 無断外出等があった場合の捜索方法を明確にしておくこと。（要領等の作成の検討）○ 無断外出等があった場合，地域住民の協力が得られるような体制づくりに努めること。 | ○ 対応マニュアル | ○社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（H28.7.26 障障発0726第1号）○障害者福祉施設等の安全・防犯対策の徹底について（H28.7.26障福第351号）○社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（H28.9.15 障障発0915第1号） |
| ○ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（H28.9.15障障発0915第1号）「（別添）社会福祉施設等における点検項目」に留意すること。１ 日常の対応（１）所内体制と職員の共通理解（２）不審者情報に係る地域や関係機関等との連携（３）施設等と利用者の家族の取組み（４）地域との協同による防犯意識の醸成（５）施設設備面における防犯に係る安全確保（６）施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保２ 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応（１）不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制（２）不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制，入所者等への避難誘導等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **５　児童の安全の確保** | (1) 児童の安全の確保を図るため，施設の設備の安全点検，職員，児童等に対する施設外での活動，取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。(2) 職員に対し，(1)の安全計画について周知するとともに，研修及び訓練を定期的に実施しているか。(3) 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。(4)　 定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行っているか。　 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※令和６年度から義務化（令和６年３月31日までは努力義務） | ○安全計画に関する書類○研修及び訓練を実施したことが分かる書類○保護者に周知したことが分かる書類○安全計画に関する書類 | ○ 児童福祉施設最低基準第６条の３○ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の３ |

**Ⅶ　その他**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己評価 |
| **１　公用車****６　自動車を運転する場****合の所在確認** | （1）公用車の保有状況（本部，施設での保有） 　　保有している公用車及び通園バスについて記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入年月 | 車　　　　　種 | 登録番号 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

 (2) 自動車運行管理規程等が整備されているか。 (3) 運転日誌は公用車ごとに作成し,使用者・用務等必要な項目を記載しているか。 (4) 運行前に整備状況を点検し結果を記録しているか。 (5) 安全運転管理者は選任され，公安委員会に届けられているか。（1）児童の施設外での活動，取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは，児童の乗車及び降車の際に，点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により，児童の所在を確認しているか。 (2) 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え，これを用いて(1)に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。 | いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 運転日誌は，旅費・燃料代・車輌修繕費等の経費支出の根拠として整備することが必要。【運転日誌の記載参考例】 ・ 年月日　 ・ 使用者　 ・ 目的地 　・ 用務 ・ 走行距離 ・ 同乗者 ・ 給油量等○ 5台以上の車両又は乗車定員11名以上の車両1台以上を保有している場合，安全運転管理者を選任し，公安委員会に届け出る必要がある。※令和６年度から義務化（令和６年３月31日までは努力義務）※経過措置（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは，令和６年3月31日までの間，備えないことができる。令和６年度から義務化） | ○ 講習修了証書○ 安全運転管理者証○自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類○見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類 | ○ 道路交通法第74条の3第1項○ 児童福祉施設最低基準第６条の４○ 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の４ |  |